

平成23年第2回定例会

大 多 喜 町 議 会 会 議 録

平成23年 6月3日 開会

平成23年 6月3日 閉会

大 多 喜 町 議 会

平成23年第2回大多喜町議会定例会会議録目次

第 1 号 （6月3日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開会及び開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第1号の上程、説明	6
報告第2号の上程、説明	8
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
一般質問	10
藤 平 美智子 君	10
志 関 武良夫 君	18
小 高 芳 一 君	29
野 中 眞 弓 君	47
吉 野 僖 一 君	64
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	69
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
会議時間の延長	94
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	98

閉議及び閉会の宣告.....	100
署名議員.....	101

大 多 喜 町 第 2 回 定 例 会

(第 1 号)

平成23年第2回大多喜町議会定例会会議録

平成23年6月3日（金）

午前10時00分 開会

出席議員（12名）

1番	野 中 眞 弓 君	2番	小 倉 明 徳 君
3番	江 澤 勝 美 君	4番	小 高 芳 一 君
5番	刈 込 孝 次 君	6番	君 塚 義 榮 君
7番	吉 野 僖 一 君	8番	志 関 武良夫 君
9番	野 口 晴 男 君	10番	藤 平 美智子 君
11番	野 村 賢 一 君	12番	正 木 武 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯 島 勝 美 君	副 町 長	鈴 木 朋 美 君
教 育 長	石 井 信 代 君	総 務 課 長	花 崎 喜 好 君
企画財政課長	小野田 光 利 君	税務住民課長	関 晴 夫 君
健康福祉課長	磯 野 幸 子 君	子育て支援課長	石 井 政 一 君
建 設 課 長	磯 野 道 夫 君	産業振興課長	菅 野 克 則 君
環境水道課長	川 寄 照 恭 君	特別養護老人ホーム所長	齋 藤 健 二 君
会 計 室 長	渡 辺 嘉 昭 君	教 育 課 長 (図書館長)	高 橋 啓一郎 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 謙 周	書 記	小 倉 光太郎
---------	---------	-----	---------

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 2 号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第 1 号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 西畑小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について
- 日程第 10 議案第 4 号 大多喜町役場庁舎耐震補強増改築工事請負契約の変更について
- 日程第 11 議案第 5 号 平成 23 年度大多喜町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 6 号 平成 23 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 7 号 平成 23 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 1 号）

◎開会及び開議の宣告

○議長（正木 武君） ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

これより、平成23年第2回大多喜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎行政報告

○議長（正木 武君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

第2回議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、議会定例会の招集をさせていただきましたところ、議長さんを初め議員の皆様方には公私ともに大変ご多忙の中をご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、議員各位におかれましては、常日ごろより町政運営におきましては多方面にわたりご支援、ご協力をいただいているところでございますが、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

まず、行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承いただきたいと思います。

また、5月2日に夷隅郡市広域市町村圏事務組合第3回の管理者・副管理者会議におきまして、今まで勝浦市長でございました藤平市長さんが管理者としておられましたが、このたび、新たにいすみ市長の太田さんが管理者ということで選出をされたところでございます。

さて、本日の定例議会でございますが、会議事件として、報告事項で第1回定例議会でご承認いただきました地域活性化交付金事業等の繰越明許費の報告、自動車学校敷地の登記関係の事故繰り越しの報告、諮問で人権擁護委員の選任人事案件、一般質問では5名の議員さんからのご質問がございます。そして、議案としては税条例及び国保税条例の改正が2件、工事請負契約の締結が2件、一般会計補正予算は4月の人事異動及び機構改革による人件費の補正及び3月議会で附帯決議をいただきました災害支援や防災対策の経費等、緊急を要する経費の補正を計上させていただきました。そのほかに水道事業及び老人ホーム事業会計の

補正予算につきましては、人事異動等に伴います人件費の補正でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご同意またご可決くださるようお願いを申し上げまして、会議冒頭のごあいさつとさせていただきます。

○議長（正木 武君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（正木 武君） 次に、諸般の報告であります。平成23年第1回議会定例会以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承願います。

なお、このうち組合議会の関係につきましては、関係議員から報告をお願いします。

初めに、国保国吉病院組合議会に関して、10番藤平美智子議員から報告を願います。

○10番（藤平美智子君） 国保国吉病院組合議会について報告をいたします。

去る3月24日午後2時よりいすみ医療センター会議室におきまして、平成23年度第1回国保国吉病院組合議会定例会がございました。本町からは江澤議員、君塚議員、そして私の3名が出席をいたしました。

執行部より付議された事件は4件でありました。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてです。処分事項は、千葉県市町村総合事務組合から組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、3月18日までに当組合議会の議決を求めるもので、急を要するものでありましたので専決処分とされました。

議案第2号 平成22年度国保国吉病院組合事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入及び支出の病院事業に、収益につきましては医師研究資金貸付金対象者がなかったことによる千葉県医師確保推進事業補助金等から468万5,000円の減額を、支出の病院事業費用におきましては、医師研究資金貸付金事業等から478万5,000円の減額補正をいたしました。支出の資本的収入におきまして、新型インフルエンザ患者入院医療機関設備事業補助金等から215万円の増額補正であります。本議案については、原案のとおり可決をされました。

議案第3号 平成23年度国保国吉病院事業会計予算については、収益的支出及び資本的支出を合わせた支出予算の総額は37億586万7,000円で、支出予算の主なものとしまして工事関係と老人保健施設の空調改修工事、人工透析機器一式等です。本議案につきましても、原案のとおり可決をされました。

議案第4号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。前監査委員

の麻生監査委員が体調不良のため辞職願が提出されましたので、今回及川文夫氏が監査委員に推薦をされ、原案のとおり可決されました。

以上で国保国吉病院組合議会の報告を終わります。

○議長（正木 武君） 次に、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会に関して、4番小高芳一議員から報告をお願いします。

○4番（小高芳一君） それでは報告をさせていただきたいと思います。

去る5月31日午前10時より、いすみ市市役所の3階で、平成23年第1回の夷隅郡市広域市町村圏組合議会の臨時会が開会をされました。付議をされた事件は2件ありますが、その前に副議長の選挙、そして議長の選挙等が行われました。いずれも指名推選でございます。副議長に勝浦市の黒川民雄議員、そして議長に本町の野村賢一議員が当選をされました。

上程された議案でありますけれども、まず第1点目が、平成23年度夷隅郡市広域市町村圏事務組合の一般会計の補正予算であります。全員賛成のもと可決されました。その内容でありますけれども、いすみ市の山田に「社会福祉法人つばさ」というのがあります。ここで作業棟の増築工事を実施しているところでありますけれども、当初、障害者の自立支援基盤整備事業という事業でやるということでありましたけれども、23年度までに事業が終わりということで駆け込みが相当あったということで、県の事業等の総予算が足らなくなったというようなことでありまして、800万円ほど補正を増額するということでありました。

続きまして、もう1点でありますけれども、監査委員の選任につきまして同意を求めるという件でありました。監査委員は勝浦市の・馬芳郎氏が選任されました。

以上で報告を終わります。

○議長（正木 武君） ご苦労さまでした。次に監査委員から、3月25日及び4月25日、5月25日に実施いたしました例月出納検査結果の報告がありました。お手元に配付の検査結果報告の写しによりご了承願います。

さらに、町長から有限会社たけゆらの里の経営状況を説明する書類の提出がありました。お手元に配付の写しによりご了承願いたいと思います。

また、このたびの東日本大震災による被災地への義援金につきまして、県の議長会を通じてお送りした被災地の一つ、岩手県岩泉町から礼状が届いておりますので、ご報告を申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（正木 武君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長より指名します。

9番 野 口 晴 男 議員

10番 藤 平 美智子 議員

をお願いします。

◎会期の決定

○議長（正木 武君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（正木 武君） 日程第3、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について報告をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について説明をいたしますので、1ページをお開きください。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について。

平成22年度大多喜町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

2ページをお開きください。

繰越明許費事業として11事業がありますが、詳細な事業内容の説明は省かせていただきます。

まず、款2総務費、項2徴税費、地図情報システム更新事業、事業費1,323万円は、全額

平成23年度に繰り越しをいたしました。きめ細かな交付金事業で町内の航空写真の撮影及び地図情報システムの更新が事業内容であります。

次に、款6 商工費、項1 商工費、町営駐車場整備事業、事業費4,005万1,000円は全額23年度に繰り越しいたしました。きめ細かな交付金事業で町営駐車場の用地取得、駐車場整備工事がその事業内容であります。

次に、款7 土木費、項2 道路橋梁費、町道維持管理事業、事業費283万5,000円は全額23年度に繰り越しいたしました。町単独事業の町道排水路整備工事でございます。

同じく項2 道路橋梁費、道路改良工事2,950万7,000円の繰越額は2,872万9,000円でございます。事業内容は、町単独事業4路線の道路改良工事、舗装工事、のり面修繕工事、道路修繕工事の1,407万9,000円及びきめ細かな交付金事業の道路改良工事3件の1,465万円であります。

次に、款8 消防費、項1 消防費、防災無線移設事業114万4,000円は全額23年度に繰り越しいたしました。この事業は町単独事業で、西畑小学校屋内運動場改築工事に伴う防災行政無線の移設工事でございます。

次に、款6 教育費、項2 小学校費、学校耐震化等推進事業、事業費1,113万円は全額23年度に繰り越しいたしました。事業内容は、大多喜小学校屋内運動場耐震補強大規模改修工事設計業務で、きめ細かな交付金事業であります。

同じく項2 小学校費、小学校図書購入事業、208万3,000円ではありますが、全額23年度に繰り越しいたしました。住民生活に光をそそぐ交付金事業で、町内5小学校に図書を購入する事業であります。同じく項2 小学校費、西畑小学校屋内運動場改築工事2億3,914万円ではありますが、全額23年度に繰り越しいたしました。この事業は、国の補正予算により実施するもので、安全安心な学校づくり交付金の対象事業であります。

次に、項3 中学校費、中学校図書購入事業、事業費141万7,000円は全額23年度に繰り越しいたしました。この事業は、住民生活に光をそそぐ交付金事業で町内2中学校に図書を購入する事業であります。

同じく項4 社会教育費、図書館改修事業、事業費1,699万9,000円は全額23年度に繰り越しいたしました。この事業につきましても、住民生活に光をそそぐ交付金事業で、図書館の改修工事をするための事業であります。

最後に、款10 災害復旧費、項1 公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業、事業費453万8,000円は全額23年度に繰り越しいたしました。事業内容は、河川災害復旧国庫補助事業

で、横山の久保川の復旧であります。

以上、22年度予算からの繰越明許費合計は3億6,129万6,000円であります。

以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての説明を終わらせていただきます。

○議長（正木 武君） これで報告第1号を終わります。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（正木 武君） 次に、日程第4、報告第2号 事故繰越し繰越計算書について報告をお願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 次に、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についての説明をいたしますので、3ページをお開きください。

報告第2号 事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、平成22年度一般会計予算において別紙のとおり事故繰越しをしたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告します。

4ページをお開きください。

事故繰越し事業として1事業であります。

款2 総務費、項1 総務管理費、自動車学校整備事業、事業費315万円の平成23年度繰越し額は同額の315万円でございます。町単独事業でございます。内容につきましては、大多喜町自動車学校敷地内権利者確認業務委託で、51人の共有地1筆の相続人のおのおのが死亡しているため、その調査対象者が400人程度となり業務がおくれてしまっていることによるものであります。

以上でございます。

○議長（正木 武君） これで報告第2号を終わります。

以上で報告を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） 諮問第1号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明をいたします。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

氏名は江澤かすみ氏、昭和25年1月21日生れ。再任でございます。住所は大多喜町小谷松281番地。

提案の理由につきましては、江澤かすみ氏が平成23年9月30日で任期満了となることに伴い、再任の推薦をお願いをするものであります。

江澤氏は、保育士の経歴が長く児童福祉に熱心であり、平成16年12月から6年間民生委員を務められました。平成20年10月からは人権擁護委員として活躍をされております。地域の方々からは信頼が厚く、さらに地域の方々の相談や助言指導に当たるなど、その人格・見識は高く、人権擁護についてのご理解が深い方であると思いますので、ぜひご承認を賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

なお、経歴につきましては配付をいたしました資料にてご了承を願いたいと思います。

○議長（正木 武君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は被推薦人を適任者と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は被推薦者を適任者と認めることに決定をしました。

◎一般質問

○議長（正木 武君） 日程第6、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

◇ 藤 平 美智子 君

○議長（正木 武君） 初めに、10番藤平美智子議員の一般質問を行います。

藤平議員は、一括質問一括答弁方式です。

10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 私は、平成23年6月定例議会におきまして議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を一括方式で行わせていただきます。

最初に、小学校、中学校における防災教育についてお尋ねをいたします。

このたびの東日本大震災を教訓に、大切な子供たちの命を守るため日ごろの防災教育や避難訓練の重要性を痛感いたしました。災害列島日本に住む私たちにとって、この災害の発生の仕組みを理解し、災害発生時の安全な行動の仕方について知っておくことは極めて大切であります。とりわけ、子供たちを災害から守るためには子供たち自身が災害の教訓に学び、各種災害の性格とその危険性を知り、災害にとるべき行動を知識として身につけ、平時における備えを万全とすることは重要であると思います。また、自分の身を守るとともに周りの人々を助け合う自助・共助を教えることも重要であり、児童・生徒に対して授業の中で一貫した防災教育を行う必要があると考え、次の3点についてお伺いをいたします。

まず1点目に、学校での防災教育は学習指導要領の中に明確に位置づけられているのかお伺いいたします。

2点目に、本町での地域防災計画の中の震災予防計画では、総合防災訓練の実施や町及び防災関係機関が実施する訓練、あるいは事業所、自主防災組織及び住民の訓練を実施していくとしております。この中で、小・中学校では毎年の消防計画に基づいて2回以上実施するとしております。地震災害、火災、風水の災害を想定した避難訓練が実施されているのか、お伺いをいたします。

3点目に、災害はいつやってくるかわかりません。当然のことながら登下校中においても地震など発生する可能性はあります。そういったケースを想定して、自宅から学校までに存在する危険箇所や緊急避難場所などを示した防災マップのようなものが必要ではないかと思

うのですが、学校においてはそういったものは用意されているのか、また、作成されているのか、お伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（石井信代君） ただいまの藤平議員のご質問にお答えいたします。

第1番目の、学習指導要領の中に明確に防災教育というのが位置づけられているかという質問についてでございます。

学習指導要領の中に「防災教育」という明確な記載はございませんが、各教科、道徳、特別活動、そういう学校の学習活動全体を通して随所で防災の教育をするようにと記されています。例えば、小学校3・4年生の社会科では地域社会における災害や事故の防止について、「見学調査また資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きと、そこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする」となっています。また、中学校の理科では、「自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的・総合的にとらえて自然と人間とのかかわり方について考察することや地球規模でのプレートの動き、あるいは地域の災害についても触れること」とされています。

学校における危険等発生時の対処につきましては、学校保健安全法第29条の定めにより「児童・生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、訓練の実施、その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる」ということが義務づけられております。

2番目のご質問をいただきました。小・中学校において毎年の消防計画に基づいて地震災害、火災、風水害、こういうものを想定した避難訓練が実施されているかということでございますが、町内すべて7校の小・中学校では、これらについて3回から5回実施しております。それも、それぞれ火災の訓練、地震のときの避難の訓練、風水害のとき、それぞれ避難の仕方が異なりますので、それにつきましては最低でも学期ごとに1回ずつは訓練を実施しております。

3つ目の質問でございます。自宅から学校までの間に存在する危険箇所を把握し、緊急避難場所などを示した防災マップのようなものが作成されているかということでございます。これも、1年生から中学校3年生まで義務教育の児童・生徒がおりますので、まずは自宅から学校までにどういう危険箇所があるか等につきましては、それぞれの地区ごとに、この地区から学校に通学するまでの間の危険箇所等につきましてはすべて地図上で示しまして、そ

れぞれ子供たちがここを通るときはこういう危険がある、交通安全上の危険、あるいは風水害の危険等につきましては、それぞれ地区別の集会がございます。特に学年の初め、長期休業前等においては地区別の集会で、その地区から通ってくる子供と担当の教諭がついて、この場所についての危険箇所はどこかというようなことを把握しております。

特に、学年初めの低学年、1年生等は交通安全等につきましては実際にその道路を歩いて、交通事故がここは起こりやすいというようなことを確認、把握させております。それから、避難場所等につきましては110番というのがございまして、それぞれのご家庭で緊急避難場所110番の家というのがありまして、ステッカーをそれぞれのご家庭のガラス戸などに張っていただいて、皆様もごらんになったことがあると思いますけれども、特に通学途中で何かあったときにはこの緊急避難場所110番の家に駆け込んでいいんだよと。そこのご家庭には、もし何かあったときは子供がここへ避難してきますからよろしく願いますということで、これはそれぞれの地区のご家庭にも願いますし、子供にも、ここに110番の家があるということは確認をしております。

それから、児童・生徒への周知につきましては、今申し上げましたようにかなり細かく、危険箇所がここにあるということで、学校全体の防災マップ、大多喜町で出しているような町全体を大きく開いた防災マップは7校中4校はつくっておりました。あとは地区ごとにつくっておるということでしたので、今回のような大きな大震災がこれから予想外のことがあるかもしれませんので、改めて各学校には通学や学校施設の安全点検を、教育委員会からもう一度するようにということを示したところでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

ただいまの教育長の答弁で、本町の小学校児童・生徒に対する、災害発生時に危険を正しく認識をするための指導をしていただいていることはよくわかりました。しかし、災害の状況にあつては学校だけでは十分な対応を図ることは困難な場合も考えられると思います。そのような状況を想定して、地域の自主防災組織やボランティア組織の皆さんの協力を得ることも必要であると思いますが、そういった体制づくりや協議などについて学校側からPTA、地域の方に要請またはお願い等されているのでしょうか、伺います。また、今後の対応についてもどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 地域の方や、それから保護者への対応ですけれども、今回の大震災を見ていても、そのときの判断というのが大変厳しいものだなとつくづく思ったんですけれども、例えば地震が起きたときに、ある程度おさまったので子供たちをグラウンドに避難させて、そこから次の段階をどうするか。あるいは、例えば嵐のときはある程度予想ができるんですけれども、そういうときに保護者に対する引き渡しをどの時点でどうやったらいいかというようなことは、その時点その時点で違いますけれども、これは保護者とそれぞれの学校が綿密に、そういう事態が生じたときにはどう学校が判断して、どう保護者の方に動いていただくかということには、特に今回の大震災を経てから確認をしております。

また、日ごろから学校にいろいろな形でボランティアとして動いてご協力をいただいている方がそれぞれの小・中学校に多くいらっしゃいますので、そういう方にもそういうときについてはこういう形でご協力をいただきたいということで、これから特にまた進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 今、いろいろなご説明でよくわかりました。

それでは、発達段階に応じた学習指導、避難訓練、発達段階ということは1年生、2年生、3年生、4年生ですね、そういう発達段階に応じた学習指導、またそれによって児童または生徒たちの防災に対する意識は高まってきているのでしょうか。その現状についてお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 今、私は例えばの話で申し上げましたけれども、それぞれの学年でかなり、先ほど申し上げた小学校1年生、2年生については本当に通学途中で危ないこと、それから、3・4年生になりますと、例えば体育の時間とか、そういうものの災害を防ぐとかけがをしたりとか、そういうこと。それから、中学校3年生になりますと、今回のような大震災のようなことが起きたときにはボランティアとして、その心の教育ですね。けがとか避難とかそういうことだけでなく、避難された方に対してどう子供たちがそういう人たちをケアをしていくか。ボランティアとして一人一人の子供がどう働くか、何ができるか、そういうことを考えるというのが中学校の3年生ぐらいになりますと出てきます。

ということで、発達段階に応じて、1年生、2年生で必要で身につけること、それから、小学校の5・6年生くらいで身につけること、あるいは中学校で身につけることにつまみし

ては、1回で申し上げられませんが、それぞれの段階で必要なことをしっかりと身につける
というようなことが行われております。

以上です。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。これは答弁は要りません。

ことしの大多喜小学校の卒業式のときに、在校生の方はよく見えなかったんですけども、
卒業生の座っているいすの下に全員が防災頭巾を用意されておまして、さすが大多喜小学
校はすごいなと私は感動いたしました。引き続き防災意識をさらに高めるためにも、通学路
の増水時の危険箇所をまたいま一度確認をしていただきまして、指導内容や指導方法と一緒
に一層の工夫、改善をしていただきながら、防災の視点も盛り込んだ安全教育マップのあり
方などについても検討していただくことをお願いいたしまして、この質問を終わります。

次に、防災教育の携帯電話メール配信の提供についてお伺いをいたします。

現在大多喜町においては、防災、消防、その他町への緊急情報を伝える手段として防災無
線が使われております。しかし、防災無線の受信できない事業所や聞こえづらい地域もある
のが現状であります。また、悪天候の場合など聞き取りにくい状況もあり、これらの場合に
情報伝達を補完する通信網ができていない状況です。このような状況の中で緊急情報の携帯
メール配信は、携帯電話に情報を配信するため日本のどこに行っても受信することができ、
屋内外や町外にいても緊急情報や災害情報を受信し、駆けつけることが可能になります。

また、町内に高齢者などの両親を残し、町外でも生活したり働いている場合でも、洪水警
報を受信したとして電話により避難を呼びかけたり、隣人に避難の手続きをお願いすることも
可能となります。防災無線を補完する情報伝達手段として以上のような利点が考えられます。
この携帯電話のメール配信を導入するお考えはないか、お伺いをいたします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 災害等緊急情報の伝達的手段として携帯電話のメール配信を導入
してはどうかというご質問でございます。

町では現在、議員ご指摘のとおり町民への緊急情報の伝達方法としては防災行政無線を活
用しているところでございます。また、町消防団では、火災発生時の緊急情報として夷隅郡
市広域消防本部のご協力をいただきまして、町内での火災発生時には、登録いただいている
すべての団員への携帯電話にメールの配信を行っております。その他、携帯電話の活用では、
事前に登録された携帯電話には地震発生時に緊急地震速報が自動配信されるサービスもござ

います。

このような携帯電話のメールの機能を活用した防災伝達はかなり有効的な手段であるとともに、議員ご指摘のとおり活用についても導入に向けての検討価値はあると考えております。携帯電話会社と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 前向きな答弁、ありがとうございます。

携帯電話に防災無線の情報をメール配信する会社は何社もあり、既に購入している自治体があることを伺っております。導入するについては、経費は税別で5万円と非常に安くなっております。この5万円は1万人以下の登録ということだそうです。現在3人に2人が携帯電話を所有していると言われております。情報を希望する方は登録を必要とします。登録料、情報料は無料となっております。

防災無線を聞きそびれ、また強風により聞こえなかった場合でもメールにより確実に情報を得ることができ、正確な内容がそのまま保存することができるため、外の人にも正確に伝えることができます。しかし、防災上情報の他ルートは必要であり、この整備に当たっては幾つかの問題点を解消しなければいけないと思います。

ある自治体では、携帯電話のメール配信も取り入れ、高齢者にも喜ばれる通話料無料のフリーダイヤル24時間対応の音声自動応答サービスを導入、これは防災行政無線で放送した内容を電話で聞くことができると伺いました。千葉県八千代市では6月1日から防災情報メール配信がスタートいたしました。県内14自治体の実施済みであると新聞に出ておりました。本町においての早期の導入をお願いいたしまして、この質問を終わります。

最後に、大多喜町立図書館の活用についてお伺いをいたします。

町立図書館として誇れる大多喜図書館天賞文庫は、各公民館や児童館の図書館は閲覧することのできない文化度の水準の高さを示す象徴の専門書が数多くあります。また、運営方針や事業実施の面でも、職員の方やボランティアの皆さんの協力によってさまざまな事業を展開され、町民の方々に親しまれております。

しかし、図書館法第13条では、図書館に教育委員会が必要と認める専門職員を置くことになっており、その専門職員について同法の第4条で「図書館に置かれる専門職員は司書及び司書補とする資格を有する者」となっております。ここ数年来の図書の貸し出し数や利用者数は横ばいであり、さらに多くの方々に利用していただくために司書等専門職員を配置して、

5万冊を超える蔵書を誇る図書館の適正な分類、配列や読書人口をふやすことにつながり、図書館の環境を充実することが求められていると判断されますが、教育委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（正木 武君） 図書館長。

○図書館長（高橋啓一郎君） ご質問のありましたとおり、図書館法で、公立図書館には地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員等を配置することとなっております。大多喜町の図書館では、司書の資格はありませんが専門的職員としまして町職員を配置して、図書館業務を行っております。

図書館に新規配属となりました職員は、数日間の研修で図書館業務全般をこなすこととなりますが、蔵書管理のコンピューターシステムで書籍の分類、貸し出し、発注などの管理が容易にできるようになっております。司書とほぼ同等の業務を行っている専門的職員であると考えております。

平成22年度の図書館の利用状況は、年間利用者数が約1万4,000人、貸し出し冊数は約2万冊で過去3年間ほぼ横ばいですが、情報化時代で図書の地位が低下していることや町の人口減少傾向を考慮してみますと、非常に高い利用率で有益に活用されていると認識しております。

現在は日常の図書館業務に加えて、図書人口をふやすためにボランティアの方々による小学生への読み聞かせや毎月2回のお話し会、また、夏休みの朗読会、それと乳幼児健診で絵本を読むブックスタートなど、さまざまな事業を積極的に実施しているところでございます。

今後も、図書館の活用がより活発となるよう、読書人口が増加するよう努力を継続していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） 蔵書数5万冊に対して、貸し出し冊数は平成22年度は2万754冊でありました。開館日数が282日で1日平均計算しましたら73冊の貸し出しとなります。この中で、特に分類別の蔵書数、また年間の貸し出し本の年代別利用者数の内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（正木 武君） 図書館長。

○図書館長（高橋啓一郎君） 期待に沿える資料かどうかちょっとわかりませんが、手元の資料でお答えさせていただきます。

まず、貸し出し図書の分類ですが、一番多いのが一般図書としまして9,333冊、次に多いのが児童図書で6,151冊、その次、3番目が絵本で4,476冊、この3分類が非常に多い状況でございます。あと、その他若干貸し出しをしているのが郷土図書、あと紙芝居、雑誌、一般雑誌と児童雑誌の順になっております。合計で年間、先ほど藤平議員がおっしゃられましたとおり2万754冊となっております。

年代別の利用者数の状況なんですが、具体的な大人の年代を区分けした統計資料はございません。手元にありますのは、小学校、中学校、高校、一般という状況の分類で町では統計をとっておりますので、その数を発表させていただきます。まず、小学生が年間で3,894人、中学生が578人、高校生が678人、一般が9,188人、合計しまして1万4,000人余りとなっております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

新刊本や専門書のリクエストが手元に届くまでどのくらいの日数がかかるのか、また町民のリクエストに対応できない事例があればどのようなケースが該当するのか、具体例でお示しをいただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 図書館長。

○図書館長（高橋啓一郎君） 今、大多喜の図書館になくて、ほかの図書館から借りるときの日数がどれくらいかかるかのご質問と思います。まず大多喜の図書館にない場合は、県の中央図書館とか近隣の図書館に実際に在庫を調べて、ある場合は借りてきて大多喜の図書館で貸し出すことができます。ほとんどの図書館が週に1回締め切りをもってその申請を受け付けているわけですが、その申請から1週間以内に大多喜の図書館に届くのが一般的です。

ですから、利用したいと思う方が申請をして、早ければその締め切り直後の日で1週間以内に本人のところに届きますし、遅くともその次の週の締め切りには入りますので、2週間以内には必ず本人のところに本が届くことになると思います。

次に、もう一つの専門書を、どういう扱いにしているかということだと思うんですが、一般には図書を管理するときに貸し出し可の図書と不可の図書と区分けして、図書館で管理しております。貸し出し可となっている図書につきましては、自分の図書館で貸し出すのもよその図書館にリクエストで申請するのも、当然可となって貸し出しが可能になります。不可

となっていますものについては、ほかの図書館のリクエストも当然ですし、大多喜の図書館でも貸し出しはしないということで、一般的には歴史的な資料、高価な図書、それから希少価値の図書については貸し出し不可としているのが一般的だということです。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 10番藤平議員。

○10番（藤平美智子君） ありがとうございます。

児童書、高齢者用資料や障害者用資料、自殺対策の一つとして人生訓、心理学、うつ病に関する本などが並ぶ「生きる力コーナー」を常設するとか、図書館の環境を充実する等、図書館の適正な分類配列をすることによって、利用率もさらに向上すると思われます。教育100年の体系という観点から見た場合、町民の教育、文化の向上の充実は欠かせないと思います。このようにして図書館の役割は多岐にわたっております。もちろん望ましい基準でありますから努力義務が必要とは思いますが、県立図書館との相互貸借契約の制度も大いに利用していただいて、もっともっと町民に親しまれる図書館の環境整備をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時52分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時02分）

◇ 志 関 武良夫 君

○議長（正木 武君） 一般質問を続けます。

8番志関武良夫議員の一般質問を行います。

志関議員は一問一答方式です。

8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 私は3点ほど質問させていただきます。

先ほど藤平議員が子供たちの通学路などについての質問、それに教育長の答弁がありましたが、総元小学校の前の通学路の問題と避難場所ですね、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

総元小学校の通学路の問題について地域の方からお話がありまして、私も現地を視察してまいりました。その結果、非常に道路が狭く子供たちが安全に通学できる状況ではない。それと、小学校が避難場所になっているということで、そういったときの対応、そういう問題について町のほうではどういうふうになお考えになっているのか、それをちょっと伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの志関議員からのご質問でございますが、通学路と災害対策についてということでご質問でございますが、総元小学校に通じる町道石神大戸線につきましては、石神区と大戸区を結ぶ重要な路線であります。小学校への通学路、また総元地区の災害時の避難所である総元小学校への避難道路として、本当に重要な路線であると考えているところでございます。本路線につきましては、私ども第3次5か年計画策定に当たりましては、昨年22年度におきまして苅込議員さんを初めいたします総元地区関係地区の皆さん方からも大変強い要望もございまして、今回の第3次5か年計画の中に道路改良工事を進めることとしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 地域の区長さんから、以前そういう要望書が提出されているというのですが、そういった今町長の答弁の内容ですと、計画の中にそういう拡幅の工事、そういうものも含まれているんじゃないかなというふうに私は判断しますが、そういう連絡を、文書で来ている中で地域の区長さんにそういったものを連絡をしたんでしょうか、しないんでしょうか。そのことをちょっと。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは昨年度の要望事項ということの中で、私ども23年度から27年度の5か年計画の中に盛り込みましたので、またこれからの工程というんですかね、全体的な流れというものをまたお示ししたいと思いますが、この全体の細かい工程につきましては担当課長のほうから説明させていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 大戸石神線の計画につきましては、先ほど町長のほうからお話ございましたとおり、今回の5か年計画の中で道路改良事業を進めるということになってございます。その内容でございますけれども、平成26年から測量設計を予定しておりまして、その後用地買収、工事というような形で進めてまいりたいというような感じで考えておりま

す。

以上です。

○議長（正木 武君） 8 番志関議員。

○8 番（志関武良夫君） 私の質問にちょっと違う答弁なんだ。私の質問は、区長さんに対してどういう回答をしたのかということを知っているんですよ。文書で来ているものについてどういう回答をしたのかということを知っているのに、違う答弁をしている。どういう回答をしたんですか、ちょっと聞かせてください。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私が先ほど申し上げましたように、第3次の5か年計画ということは23年度執行なんですけど、これから動き出すわけですが、今計画を盛り込みまして、今お話ししましたようにスタートして間もないということで、これから区長さん方にこの計画をこれから用地買収やいろいろ絡んできます。そういうことで、今担当課長から出ましたように、これらの計画を文書をもってこれから答えてまいります。

やはり、地域の皆さん方のご協力がなければなかなか、特に用地買収ということもございまして、これからこういう計画で進めますという全体計画がまとまりましたので、これから文書をもって答えてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 8 番志関議員。

○8 番（志関武良夫君） 文書でこれから答えるというような町長の答弁ですが、遅いんですよ。もう何年も前に出ているでしょう、向こうからこういう要望書が。それに対する、今になってこれから文書で答弁しますというようなことじゃなくて、来たその後に、そういった文書で来たら検討して速やかに、どういう状況であるのか、また、これからどういうふうにしていくのか、そういうものを地域の人たちは心配しているんですよ。

だから、そういったことをいち早くやっぱり地域の人たちに伝えてやるのが役場の務めじゃないですか。そういったことをしないで、計画の中に入れたからこれからやりますというような、そういう答弁じゃだめだよ。もっと早く迅速に、文書で来ていれば来ているものに対して、今こういう状況だからこれからこういうふうにしていきますとか、そういうものをやっぱり明確にしていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけれども。

町長の答弁はわかりましたから、これからそういったことについて役所としての役割、そういうものについて十分落ちのないように、ひとつやっていただきたいなというふうに思います。それはそれでいいです。

それから、2つ目といたしまして、東日本の震災地の難民問題についてですが、当初は町長のほうから、大多喜町においては70名ぐらいの難民の受け入れをしていきたいというような、そういう議会でお話がありました。それにつきまして、その後40名ぐらいというふうなことを聞きましたけれども、現在ゼロに近い状況ですね。

私は、この問題について福島県のほうの現状、そういったものが今実際にテレビや何かで報道されています。非常に難民の方が苦しんでいられるということで、町長のそういう答弁のこともありましたので、私は4月15日に福島県の白河の役所のほうに行ってきました。現地の状況を把握するために、少しでも町長がそういう考えであれば、町長に協力できるものがないかということで白河市のほうに行って探ってきました。

白河市のほうでは、そのときに仮設住宅を建てておりまして、収容が非常におくれていてできないというようなことでありました。そういうことであれば非常にありがたいんですけどねというような話がありまして、その後、役場のほうに私も来て大多喜町の状況をちょっと聞いたんですが、現地の人たちがなかなか田舎と言っては非常にあれですけども、遠いところには来たがらないというような町長の話だったんですね。

しかし、こういう状況が生れているという町長のお話の中に、その被災地の人たちに来ていただいて、1人でも2人でも大多喜町がいいということを実感していただいて住んでくれる人がいればそれでいいというような考えだったですよ。私もそういう考えでいたわけです。いろいろな方々に、私もつながりのある人たちにお話をしたところ、じゃうちの施設を開放して提供してもいいですよということまで言っていただいたんですね。そのことも町長にも私は伝えました。

しかしながら、当初は福祉センターのあそこを利用するというようなことでありましたけれども、段ボールで1家族ずつ仕切って今入っているということをテレビなどで報道されましたので、そういう問題は非常に大きな問題になっておりますので、個別に1家族入れるようなそういう施設を提供してもいいよという話をいただいた。そのことを町長にお話をしました。しかしながら、町ではそういったものについて積極的に取り組んできたのかどうか、また、どういう考えを今持っているのか、それをちょっと伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの東日本大震災の被災地の方々の受け入れについてのご質問でございますが、今志関議員の言われた考え方は私のほうの今まで言ってきたことと変わりはないかということで、それは変わりありませんし、また志関議員と同じところの考え方で

ございます。

災害発生当初は避難場所の確保というものが被災地周辺では困難ではないかというような判断で、本町でも被災者の受け入れ態勢を整えてきたわけでございます。また、町の公共施設の中でも畳のある施設、これを提供することがいいのではないかと。それは、先ほど申しましたようにテレビやニュースでいろいろお聞きしますと、やはり床の上であったということで、できるだけ畳の施設がいいであろうということで、本町には公民館にも畳がございました。それから、農村コミュニティセンターの和室にも畳がございました。老人福祉センターの和室も畳があるということで、できるだけ畳のある部屋がよろしいのではないかとということの中で受け入れを表明してきたところでございます。

これは私もインターネットあるいは県のほうも通じまして受け入れるということを申し入れてきましたし、県のほうにもぜひということをお願いをしてきたところでございますが、ただ、当初から思いまして、施設にまず階段があるのもなかなか今テレビ等で見ますと高齢者の方もたくさんおりまして、階段等はやはり利便性に欠けるのかなということで、被災地のほうでも一日一日が変化しているという中で、最終的には老人福祉センターの施設というものが一番、場合によればおふろも使えるであろうということであったわけでございますので、そこで45名程度来ていただけるかなと思って、まずそこで来ていただければそれから先に拡大しようと思ったんですが、やはりなかなか集団でなければ、被災者の方々も単身で来るというのはやっぱり精神的にも厳しいのかなと。ですから、やはり一つの部落単位といいますか、そういうことで来ればよろしいのかなと思うんですが、なかなかふるさとを離れがたいというところがあったようでございます。郡内の状況を聞きましても大体総じて同じような様子でございました。

町のほうもホームページ等でも大分広報してきたんですが、しかし、一時期は親戚縁者の方を頼られまして来られたんですが、やはり1週間ぐらいでふるさとが心配ということですぐ帰られるということで、入れかわり立ちかわりの中であるようでございますが、今現在、5月末現在です、4世帯で7名の方が避難をされてきております。そのうち1世帯、1名の方は住所を既に大多喜町に移されておまして、今後も永住されるのかなと考えております。

こういふことで、今集団でだんだん避難所の状況というものも変わってきております。段階的に避難生活が変わってくる中で、県のほうの状況も聞きますと地域のほうもだんだん進めてきているということで、私も福祉センターにつきましては5月20日をもってとりあえず解除させていただいたところでございますが、ただ、原子力発電所の原発の問題、福島

の方々がございます。ですから、そういう関係の方がまた来られるようであれば、すぐまた開放したいと考えております。

先ごろ、やはり福島の方でしたか、ホームページを見て聞いてくれましたけれども、私ももすぐそれにできるだけのものをこたえていこうかなと思って、連絡はとっております。また、現在残っておられる方々には町職員の担当もつけまして、常にコミュニケーションをとっておるところでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 8 番志関議員。

○8 番（志関武良夫君） 町長の答弁の中に、現在何名かの方が来られているということですが、町としてももう少し、本当に町長が言っている人口増対策につなげるというような意気込みで本当に取り組んでいくのであれば、1つのプロジェクトチームを町の中でつくって、直接向こうの町のほうに行ってそういう交渉、それからこちらのほうの環境的なものも説明をされて、ぜひこちらのほうに来ていただけるような、そういうチームづくりというものをし、てやる必要があるんじゃないかと。

ただ、町長は前にも外部のことにもう少し力を入れたいと、外のことに力を入れていきたいということをおられたことがあると思うんです。そういう考えの中で、実際にそういったものが起きているときに、そういうものに積極的に取り組んでいくことが、私は町のためになることじゃないかなというふうに考えている。それは今そういったものについて、ただ向こうから来るのを待っているんじゃないくて、そういったことをしていくことが町のためになることなんだと私は思うんですけれども、もう少し積極的になれませんか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今ご質問のように、もっと積極的にという質問でございますけれども、私も町といたしましても、災害当初はやはり千葉県も大変な被害を受けている県でございます。そういうことで、その当時即職員を募りましてボランティアの活動ということの中で、千葉県も相当の被害を受けているということで、ちょうど旭市も東北と同じように津波を受けておりました。600名以上の方が避難をされていたところでございます。そういうことで皆さんと相談して、じゃボランティアの活動でいこうということで、旭市には延べ86名の方がボランティアの活動に行ってきたところでございます。

このように、被災をされた方に対して支援をするということは非常に大事なことで、私もそれは積極的にやっているところでございます。

ただ、もう一方、避難されている方々をできるだけ町内において人口増という考え方は、私は否定したいと思います。それはなぜかと言いますのは、やはりその地域その地域に自治体がございます。これを私どもの町に例えてみますと、私どもの町が被害を受けて町民をよそへ移動していかれるというのは、やっぱりその自治体の首長にとっても非常に辛いことなんです。できればその町を守りたい。ですから、町民の皆さん方もこちらに移動してきたとしても、やはりふるさとが心配だということで戻っているわけです。

私はやはり、自治体の首長さん、また地域の住民の皆さん方を考えますと、やはり一時的には避難を受け入れたとしても最後はやはり自分のふるさとに戻っていただきたい。そして、ふるさと再生のために頑張っていただきたい、そういう思いの中でございます。ですから、その思いで我々は受け入れるという気持ちでございまして、人口増には考えていることではございません。

○議長（正木 武君） 8 番志関議員。

○8 番（志関武良夫君） 今の答弁の中では、ちょっと私どもの考えている人口増と町長の言った人口増とはルールが外れているかなというふうな解釈をするんですが、町長は、難民を受け入れて、1 人でも 2 人でも大多喜町に居住してくれる人がいればそれでいいということ言っていたんですよね。今、そういう地域の方々をこちらに呼ぶということについては難しいというようなことですが、しかしただそれは向こうに行って、例えば現地に行ってそういういったものの中で判断していただいて、こちらに一時的に居住する人がいたとしても、その中で、じゃ大多喜町に住んでもいいかなというような方が出てくれば、町長の当初の考えと同じなんですよ。

だけでも今の町長の答弁だと、それは受け入れがたいところがあると、向こうの心情もわかるんでというようなことなんですよ、それはちょっと違うんじゃないですか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、私はそういうことを言ったのではなくて、当然避難をされている方々の受け入れ、そしてできるだけ町として支援をするということはこれはやぶさかではないんです。当然そのことはすべきだと思っています。ですから、私どもも受け入れということをしてきましたし、また既に、先ほども申しましたけれども 1 名の方が大多喜がいいということで、住所も移して来られています。

だけれども私ども職員を張りつかせまして、それぞれ皆さん方にコミュニケーションをとっている中でありまして、私ども震災直後から、私も各大多喜町の企業連絡協議会さんに加

盟しているところすべてにごあいさつに行きまして、もしこちらに来て生活する場合に、まず働く場所がなければ生活が長続きしないということで、企業さんのほうに何とか受け入れてくれないかということで、それをお願いしてきました。すべての企業ではありませんけれども、何社かはわかりましたということで、もしそういうことであれば就職は何とかしようということで、そういうことをやってきましたし、あと問題はやっぱり今言いましたように受け入れないんじゃないくて、被災をされた方がやはり心が一番苦しんでいるんですよね。ですから、その人たちの思いというのが私は一番大事だと思うんです。

ですから、いろいろな施設を見ますけれども、やはり集団で来たいというのがあるんですね。ですから、東京の赤坂のあんなすばらしいホテルにしてもやはり埋まらなかったという状況でもございます。何回か私どももお話を聞いてみますと、やはりふるさとが大事だということを行っているんです。

ですから、私どもに来た限りの中では一生懸命に私どもはケアをしています。一生懸命支援をしています。ですから、もし働くんでしたら私どもは就職もあっせんしますということもやっております。ですけれども、最終的には本人の考え方に帰するものだと思いますので、別に手を抜いたわけではございません。

○議長（正木 武君） 8 番志関議員。

○8 番（志関武良夫君） ここで町長とその問題についてどうのこうの、お互いにやっても結論を見るわけではございません。しかし、私も以前町長のほうに、来ていただける人がいれば仕事先、そういったものも提供しますよと言ってくれる人がいましたので、難民としてこちらに来ていただければ、その方にも仕事のほうも提供しますということは町長のほうにも言ったと思うんですが、これからもそういった、まだまだこれから東北のほうの東日本、この震災については長くいろいろな問題があると思いますので、そのときには、そういった問題が起きたときにはぜひ大多喜町としても積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

この問題についてはいいです。何かあれば、はい、いいですよ。私のほうではこの問題については、何か問題があれば町長のほうからまた説明があろうかと思っておりますので、町のほうでも厳正に対応していただきたいなというふうに思います。

3 番目の質問に入らせていただきます。

公民館バスの整備についてですが、公民館バス整備については3月の総務文教常任委員会協議会の細部説明の際に整備費の問題について提案がされました。このことについて、整備

費が非常に高い。そのときに150万円近い整備費の提示があったんですね。それについて、私のほうから余りにも整備費が高いじゃないかと。今の公民館バスの価値ですね、その価値が整備費以下なんですね、今現在。整備費までいかない、もっと低いバスの価値しかないと思はるうんですけれども、その整備費に150万円もかけるのはちょっとおかしいんじゃないかというようなことで指摘をさせていただきました。

その後、課長のほうからもっと安くできる場所がありますかというような案だったと思はるうんですね。私が紹介いたしまして、同じ整備をするに当たっても半分くらいでできた、同じ整備をするのに半分くらいでできた、そういう経緯があるんですね。

どうしてこんなに高い整備費を払っていかなくちゃ今までいけなかったのか。また、整備工場についてそういう何かあるのか。整備工場と整備についての交渉とか、そういうものをしてきたのかどうかね、私は非常にその点について疑問に思はるうんですね。余りにも極端な整備費の要求といたしますか、そういうものがされているということについて、これは町民の税金でやっぱり賄っているわけですよね。だから、少しでも安くできる、そういうことでなければならぬんじゃないかと思はるうんですが、そこでなければいけないのかどうか、そのことについてちょっと聞かせていただきたい。どちらでもいいですよ。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） だたいま志関議員からご指摘がありましたとおり、ことしの3月上旬に公民館バスのミッション系が故障しまして、修理にはおよそ150万円を要することを3月の総務文教常任委員会協議会で報告させていただきました。

故障の状況なんですけれども、バスの6段ギアがありまして、そのうちの2速と4速で走行ができなくなりまして、修理はミッション系のすべての部品を交換しないと直らないという、町内のふだん修理をお願いしている業者から言われました。町としましては、技術的な知識はございませんので、まさに150万円かけなければいけないというふうに認識してはるうんですが、おっしゃるとおり本当に高額だと思っております。

それで、修理せずに何とか公民館バスの運行ができないかということを検討を始めまして、民間委託等で公民館バスを運行する方法についてさまざまな検討をその時点から始めました。その最中なんですが、志関議員から厚意でミッションボックスすべてを交換しなくても修理できる可能性がある、それは確かめてみなければいけないということで、自動車ディーラーに確認してみたらどうかという助言をいただきました。自動車ディーラーからの見積もりでは、ふぐあいなギア部品のみ交換で修理ができそうであるということで、修理費は全品交

換する当初の150万円のおよそ半額となります74万円の見積もりでございました。

この修理をすれば数年間使用できるとのことでしたので、当面は早急に修理をして、すぐに利用を待っている住民の方もいらっしゃいましたので、今までどおり運行することとして公民館バスの民間利用委託等の運営方式の検討につきましては、またこれから後、今年度中に検討して、より望ましい運営方法が見出せたならば、バスの利用が限界に達した時点で新たな運営方法に切りかえたいと考えております。

今回の修理が4月21日に完了しまして、おかげさまで5月1日から例年どおりの運行を開始しているところでございます。

あと、整備工場についての経費はどうかというご質問ですが、大多喜町では町内の整備工場にバスの点検・保守をお願いしているところですが、平成13年から当該の自動車工場にお願いしております。平成12年、13年のころに三菱ふそう、会社の名前を言っていないのかどうかかわからないんですが、いろいろなクレーム隠しとかありまして、どうもほかの会社に頼んだほうがいいということがその当時あったようでございます。10年間、およそ地元の町内業者をお願いしているんですが、定期点検、それから必要な小規模な修理についてお願いしている状況です。今後も、その状況が特別不適切とは思っておりませんで、これからにつきましても通常の定期点検は従来どおり町内の業者に行っていただいて、今回のような重大な事故が起きましたら直接自動車メーカーに近いディーラーに修理をお願いしたいと、そういう方針で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 私も見積書を総務文教常任委員会協議会の中でそういう話がありましたので、見積書を見させていただきました。そのところ、私が見たところでは必要でないところまで交換するような、そういう状況なんで、実際に故障しているミッションですね、今課長が言ったミッション。ミッションのギアが欠けて故障している、その部分を直せば直る。そのために何でほかのものまで交換しなければならないのか、交換する必要がないんですよ。ないところまで何で交換しなきゃいけないのかということですね。だから150万円にもなっちゃう。

そういうことを今までずっと平気にやってきたんじゃないですか、これ。私はそう思いますよ。その修理工場なんだから、何でそういうことをやってきたのか。必要でないものを直す必要はないんですよ。ミッションをそっくり、ギアだけでなくそっくりかえてもそんな

にならないんです。ミッションをそっくりかえている。そのまま外して新しいミッションをつけてもそんな150万円もかからない。それなのに何でギアをかえるだけで、ギアが欠けたものを直すだけで150万円の請求が来るのかと、こういうことなんです。

これはちょっともう一度よく公民館バスについての整備とかそういうものについて検討する必要があるんじゃないかなと私は思うんです。私が見たところでは、必要でもないようなパイプの交換、そういうものまでもやっている。そういったことを何でやらなくちゃいけないか。今までずっとそういうふうに来てきたんじゃないですか。だから、結局はこういうことを平気で議会の中で提示してくる。偶然にも私がそれだけの知識があったから指摘したんですけれども、今まではそういったことを指摘する人はだれもいなかったわけでしょう。それを平気でそのままやってきている。これは大きな問題だと思いますよ、町民の税金を使っているんだからね。

だから、そういった整備工場などの精査、そういうものも十分やっていただきたいのと、こういうことについて町長のほうから何か意見があればと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 志関議員のご質問は、確かに非常に専門的な部分で、恐らく教育課長にわかり得ないことかなとは思いますが。ただ、今申しましたように当然これは町民の税金でございます。税金というのは本当に厳しく、やはり見ながら使わせていただくということになるわけでございます。その辺については技術的には非常に未熟だったのかなと思います。

私も、この状況を見ますと、例えば建設工事につきましては何社かの見積もりをとるといような形をとっております。そういうことで、今後は、この辺につきましてはあらゆる内容によりましては複数の会社から見積もりをとるといような形の中で、やはりいろいろ情報を集めなければならないなと思っております。その会社に、先ほどの説明もございましたけれども、確かに三菱ふそうが一時期問題があったということで、その経過の中で町内の業者ということであったという話ではございましたけれども、ただ、ご指摘のように今後は建設事業と同じような形の中で複数の見積もりをとるとい形の中で、しっかりと町民の税金を正しく使うという方向にしていきたいと思います。そういうことで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 町長が今、三菱ふそうさんのほうでも問題があったということですが、それは問題があったのはこういう整備費のそういう問題じゃないんですよね、リコール

の問題ですね。車両の欠陥リコール、そういう問題が以前にあったんですね。三菱などはディーラーですから、整備費をそういうふうに乗せする、言葉は余りよくないかも知れないけれども、乗せするとか、水増しするとか、似たようなものですが、そういうことはしないんですよね、ディーラーは。会社を挙げてやっていることですから、信用第一でやっているわけですね。

だからリコール問題なんかは何年か前に確かにありましたよね。だけどあの場合では、リコールの問題があったときにはデフの交換とか、そういったものは速やかにやってきているわけですね。金額の精査とかそういうものは一切やっていないんです。だから、やはりやるのであればああいふディーラーのところにやって、きちんとした整備をやってもらうというのが私は必要じゃないかなと思いますね。そのところをまたよく検討していただいて、町のほうでなるべく経費のかからないような、そういう努力をしていただきたいなというふうに思います。いいですよ。

私の質問はこの３点でありますので、これで終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

◇ 小 高 芳 一 君

○議長（正木 武君） 次に、４番小高芳一議員の一般質問を行います。

小高議員は一問一答方式です。

４番小高議員。

○４番（小高芳一君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問を一問一答でやらせていただきたいと思います。

今回、東日本の大震災ということで、全国各地の議会で防災問題について話が出ていると思います。そういうことで、私のほうもこの地域の防災ということについて何点か質問をさせていただきたいと思います。同じように、議員の皆さんも防災関係ということであります。なるべく重複しないような形で質問をさせていただきたいと思いますが、重複する部分があればお許しをいただきたいと思います。

それでは、まず１番目に、原発の事故の影響についてということで質問をさせていただきたいと思います。

今回の大震災で地震、津波、そして原発ということで、本当に日本に甚大な被害が及びました。その中でも、まだこの原発は終息を見ないというような状況であります。いまだ計画

避難ということで、これから避難をしなければいけないというところまで出てきているような状況でありまして、本当に避難をされている皆さんにはお見舞いを申し上げるところでございます。

最近になりまして政府のほうから、原発の事故のときに津波をかぶり、そして原子力発電所が災害に遭ったということで、最初の当時はそんなに心配することはないよというような話でありましたけれども、最近になって原子炉は溶融していると、メルトダウンというそうでもありますけれども、メルトダウンが起こったんだというようなことが言われました。どうも、当初からある程度わかっていただろうというような情報も随分あるわけであります。そのときに大量の、多分放射能、一説によりますと10京ベクレルとか60京ベクレルとか、ちょっと私どもには想像できないような放射能が、水素爆発したときにどうも出たようだ。

今いろいろな市町村で、国には任せておけない、あるいははかってもらえないということで、千葉県の中の自治体でも自分の市町はどうなっているのかということで、行政自体がはかり始めています。また、いろいろな個人も心配だということで随分はかっておられる人もいます。また静岡のほうでは茶葉からセシウムが出た。当然千葉県でも茶葉から出ている。現在は、この地域は牧草は自粛をなささい、食べさせてはいけませんという状況にまだなっているわけですね。

そういうことで、原発の放射能の影響は大変心配されるところである。そういう意味からも、この町では大丈夫なのか。特に幼児、あるいは小学生、中学生、子供たち、この辺は非常に心配になるところであります。政府も、当時は福島のはうは200ミリシーベルトは大丈夫だよと言いながらも、だんだん非常時だということで、それではまずいんじゃないかということで1ミリというように変更しているような状況で、この辺は本当に大丈夫なのか。行政はそれに対して今どういう対応をこれからとろうとしているのか。もう大分前になりますけれども、ぜひはかってほしいと私のほうも申し上げた経緯もあります。そして、今どのような対応をされようとしているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） それでは、原発事故の影響についてですが、最初に町水道水について環境水道課から答弁をさせていただきます。

町水道水の放射能による影響等についてですが、町水道施設として浄水場が3か所、水道水を購入している南房総広域水道で1か所ございます。それぞれ放射性物質の水道水分析を行っております。原子力安全委員会が定めた飲食物制限の指標値は、飲料水で放射性汚素、

キログラム当たり300ベクレル、放射性セシウム、キログラム当たり200ベクレルでございます。また、食品衛生法に基づく乳児の飲用は暫定的指標値として、放射性沃素、キログラム当たり100ベクレルとなっております。

町施設の面白浄水場では災害後の3月24日から分析を開始いたしまして、沃素131がキログラム当たり15ベクレル、セシウム134及びセシウム137は不検出でございました。国・厚生労働省でございますが、これの水道水中の放射性物質のモニタリング方式により週1回以上の分析が示されておりますことから、毎週分析を行っております。その後はすべて不検出となっております、伊保田浄水場及び横山浄水場の井戸水についても同様に不検出となる分析結果でございました。

南房総広域水道の関係では、3月25日から毎日大多喜浄水場の水を財団法人日本分析センターで検査をしております。沃素131が3月26日、28日、29日、30日、31日にキログラム当たり6から9.3ベクレルが検出されたものの、その後沃素131、セシウム134、セシウム137は不検出の分析結果となっております。

これらのことから、大多喜町の水道水につきましては現在のところ問題はありません。今後も水道水の安全性を確保するため、引き続き放射性物質の分析を行っていく予定でございます。

環境水道課からは以上でございます。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） それでは、産業振興課より、農産物の放射性物質の影響の検査につきましてお答えを申し上げます。

農畜産物の検査につきましては、町独自での検査は実施しておりません。ただし、千葉県では福島第一原子力発電所の事故に関連しまして、県内農産物の安全確認を行うため国の指標とすべき品目について放射性物質の検査を実施しております。

本町の農産物の検査につきましては、国の指標とするべき品目でありますハウレンソウにつきまして、4月21日に検体を採取し翌日に検査をいたしましたが、放射性沃素及び放射性セシウムについての分析結果は、野菜類で規制されている暫定規制値以下でございました。また、タマネギを5月30日、ミズナについて6月2日に検体を採取し検査を実施いたしましたが、検査結果につきましては、タマネギについて暫定規制値以下、ミズナにつきましては6月3日本日に検査結果が判明する予定でございます。

畜産物でございますが、原乳につきましては県内4か所の貯乳施設において検査を実施し

ております。5月30日採取分までの検査結果につきましては、暫定規制値以下でございます。鶏卵・豚肉につきましては県内2つの市の農場におきまして、5月13日に検体を採取し検査いたしました。暫定規制値以下でございました。

次に、牧草についてでございますが、牧草につきましては基準値を超えたため食べさせないよう自粛しているが、町としての対応はあるかとのご質問でございますが、牧草につきましては、ご指摘のとおり4月21日に市原市国本にございます畜産総合研究センター市原乳牛研究所において栽培した牧草から、乳用牛・肉用牛で定められている暫定許容値を上回った値が検出されたため、本町が含まれる県中央地域での牧草の給与及び牧草の自粛等、飼養管理について県より飼育農家に通知がされているところでございます。この後3回の検査結果が暫定許容値以下であれば給与等の自粛が解除となりますが、5月12日及び5月26日の検査では暫定許容値以下でございました。なお、3回目となります検査は6月9日の予定でございます。

町といたしましては、今後も検査結果を注視いたしまして、県との連携を密にして遺漏のないよう飼育農家に情報提供をしていきたいと思っております。

農畜産物につきましては以上でございます。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 続きまして、教育課から大気中の放射線についてお答えをさせていただきます。

大気中の放射線は、千葉県の調査で市原市の測定結果が毎日公表されておりまして、その値は約0.045マイクロシーベルトに安定していることはご存じだと思います。大多喜町は市原市と隣接していますのでほぼ同様の放射線量と推計されますが、ご質問のとおり大多喜町内の測定実績がまだありませんので、測定して安全であることを確認したいと考えていたところでございます。

そこで、現在放射線測定器の購入を町の防災担当に依頼中でございますが、広域消防本部に大気中の放射線測定器が国から貸与されているということがわかりましたので、保育園と小・中学校の放射線量が安全であることを確認するために、町の両端になります老川小学校と上瀑小学校、また中央部では総元小学校とみつば保育園、合計4施設について広域消防に測定をお願いしました。

5月18日に測定をしていただきましたが、その測定器なんですけれども、大気中の放射線を測定することができまして、機器の名前は放射線サーベイメーターRDS30という名称だ

そうです。また、この測定器は携帯用の簡易的なものでありまして、公式発表できる精密度ではありませんとのことでしたので、あくまでも参考情報としてお聞きいただきたいと思います。

町内4か所での大気中の測定結果は、最大が0.22マイクロシーベルト、一番少ないところが0.02マイクロシーベルト、12か所で測定しまして平均が0.12マイクロシーベルトになりました。文部科学省が定める基準値が3.8マイクロシーベルトでございますので、大多喜で出ました平均値はそのおよそ30分の1に当たります。

したがって、大多喜町の大気中の放射線につきましては、差し当たっての安全確認はできたと考えております。放射能汚染の脅威は今後長期にわたる見通しでございますので、今後は簡易的な測定器を購入して定期的な測定を継続していきたいと考えております。また、今、安全であるとお答えさせていただいたのは空気中の放射線でありまして、保育園の園庭や学校の校庭の土壌につきましては、現在測定が自力ではできない状況でございますので、今回の補正で予算計上させていただいており、業者委託で測定することにより今後安全確認をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。この間に昼食をお願いし、午後は1時から会議を再開します。

（午後 零時01分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時58分）

○議長（正木 武君） 一般質問を続けます。

4番小高議員。

○4番（小高芳一君） それでは続けてお願いします。

まず、環境水道課のほうからお話がありましたけれども、これからやっぱり地下に浸透して出てくる可能性がありますので、これからも測定のほうをお願いしながら、また公表もあわせて引き続きお願いをしたいと思います。

それから、農林関係でありましたけれども、4月21日にハウレンソウを調べたということでもありますけれども、このときたしか60ベクレルというセシウムが出たと思います。この数

字は当初、旭でハウレンソウが自粛ということになったときのセシウムが旭よりも高い数字であります。ですから、大多喜にも放射線汚染はかなり降ったというようなことが予測できると思いますので、そういう意味からも少し気をつけたほうがいいのではないかということで、今回も測定をとということでお願いしました。

今回の補正予算で測定器と土の検査をしてくれるということでありますけれども、一番私が心配しているのは、我々はもう相当年代といいますか年を食っていますので先のことを考える心配はないんですけれども、幼児あるいは子供たち、この辺が細胞分裂がどんどん盛んな年であります。こういうときにやはり放射線を少しでも浴びるということは、低線被爆についてはいろいろな学者の見解があります。でも基本的には全く受けないほうがいいというのはだれでも言っていることでありまして、保育園は小さい子供が外で砂遊びをします。当然、手で触ったりとか、あるいは口に入ったりすることもあると思います。小学校もやっぱりグラウンドでやるという部分があります。そして、今一番言われているのが内部被爆、この辺が非常に怖いというふうな話であります。放射線は一つのものが暫定値以下でも、いろいろなものを食べたり内部に取り入れると足し算になるということでありまして、一つの部分は大丈夫でもいろいろな部分、その子供が大きくなって検査をして放射線を浴びれば、また倍増ということも考えられるわけで、内部被爆については非常に心配するところであります。

ですから、今回検査をして、たとえ少しでも出るということであればそれなりの対応をとっていただきたい、その部分と、子供たちの給食については、やはり産地をきちんとしながらなるべくそういうものがないものを提供していただくよう配慮をいただきたいと思うんですが、その点についてもう一度、これからの結果ということになるんだと思います。ただ、これからの町の対応はその辺も配慮していただけるのかどうか、あるいは配慮すべきと考えますので、見解をお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの、この後の対応ということでございます。確かに今ご質問にありましたように、汚染につきましては流れるということもございますが、セシウムは特に体内に取り込みますとずっと体内で被爆を続けるということで、非常に危険であるということが言われております。そういうことで、またセシウムにつきましてはだんだん蓄積されるということで、土壌等そういったところにも非常に目を追うごとにやはりふえてくるといことが言われております。

そういうことで、私どもも最初から土壌の検査につきましては、特に学校・保育園につきましては早く土壌検査をしたいなと思ったんですが、その当時は検査機関もほとんどできないという状況でございました。いろいろ調べた中でできるというところが見つかりましたので、今回補正で上げさせてもらったところでございますが、もちろん水道、また農畜産物、また大気、土壌につきましても、今後もしっかりと調査をしてまいりたいと思います。特に、体内に取り込むことは非常に危険であるということは言われておりますので、それはしっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ぜひ、将来大多喜町を担う子供たちでありますので、健康面については悔いのないような形で対応をお願いしたいと思います。

次に移りたいと思います。

久保の堤防の強度ということについてお願いをしたいと思いますが、本町はいろいろな自然災害の中でも水害という部分で、非常に過去に大きな被害を出しているところであります。最近では全国各地で予想外といいますか、二、三日で1,300ミリとか降るというようなことが、ゲリラ豪雨というのが本当に頻発している中でありまして、心配しているのは、私も消防団をやっていますけれども、どうしても久保の堤防がどうなのかなという部分が心配になるところであります。今やほとんど堤防のコンクリート部分が見えなくて、草は一面に生えている状況であります。

今回も、大震災で利根川初め多くの河川の堤防に亀裂が入っているような状況で、久保の堤防も今回の地震で何らかの影響を受けたかもしれませんし、相当前の堤防でありますので老朽化もしているし、中の検査は果たしてされているのかどうか。これは県の管轄であると思いますけれども被害を受けるのは我々でありますので、その辺の対応といいますか、検査はしっかりされているのかどうか、その点をまずお聞きしたいと思います。

そして、最近では水害ということちょっと降るとすぐ水が出るんですね。消防団も常にそこに待機を、本部分団がしてくれるような状況になっています。4.8メートルで、これが水防団といいますか消防の待機をする水位であります。大体18メートルになるとくみ始める。氾濫の危険が12メートルというようなことでありまして、あそこに詰めるとだんだん水位が上がってきて、そろそろ危ないな、くまなくちゃならないな、その水位の状況を見ながら、これはそろそろ避難指示を出さなくてはいけないなというようなことで判断をしているんですけれども、もっと早くその流域の雨量なり今の地形なりを計算しながら、天気予報も

相当高度になってきていますので、いち早くどのくらいで氾濫になりそうかというようなことの予測をどんどん、今は川の水位を見て、あるいはある程度天気予報も見ながらの話でありますけれども、もっと早くに予測をするような、そういう部分があってもいいのではないかというふうに思っております、そういう予測をきちんと専門家に調査をしてもらいながら、その辺まで対応をしたらいいのではないかというふうな思いがありまして、今回こういう質問をさせていただきましたので、その予測あるいは堤防の強度の診断ということについてお伺いをしたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 久保の堤防の老朽化による強度診断及び雨量によるはんらの予測ができないかのご質問でございます。

まず、議員ご指摘のとおり夷隅川は2級河川でございます、管理は千葉県が担当しておりますので、堤防の強度については診断等について伺ったところでございます。のり面の安定勾配を保っていることから、改めて強度診断を行っていないということでございます。今後とも、千葉県に堤防の管理を十分行くとともに地質診断等を実施していただけるよう要望してまいりたいと思います。県のほうで実際にやらないという考え方的には、天然の護岸である、要するに護岸を積んだものではないのでそういう強度を出すという概念がないというふうなことでございました。

次に、雨量の予測でございますけれども、夷隅川のはんらの予知についての件でございます。夷隅川の上流に当たります松尾地先、あるいは大森地先の雨量が観測データとして把握できます。また、杉戸地先と笛倉地先の川の水位、これもデータとして即刻情報が得られますので、こういう状況を見ながら久保地先の警戒の水位、あるいは危険水位までの時間差がある程度今までの傾向から想定ができますので、万が一の場合には住民への避難あるいは予防周知が可能と思われま。

今、議員さん、専門家に見てもらったらというふうなお話でございますが、今までの我々の経験からしますと大森地先とか杉戸地先で一番ピークのときに、向こうがピークに達して、うちのほうの夷隅川がピークに達するのは3時間ないし4時間というふうな時間の時差を感じておりますので、先ほど申し上げたとおり、それだけの時間があれば住民には周知できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4番（小高芳一君） まず、堤防関係なんですけれども、自然と言いますけれども、上にはブロックで全部覆われているし、草があれだけ生えているということは根がみんなもう、昔はあそこはきれいだったんですよ。草なんか全然生えなくて、今はもう草や木が生えているということは、すき間があいて根がどんどん入っているということで、その内部はどうなっているかなんていうことはほとんど検査されてないという部分があるんですね。

我々あそこに詰めるんですけれども、中や内じゃなく外にどこか漏水してないか、亀裂がないか、相当な雨量があると見ていただけでちょっと恐ろしい感じがしますので、外に少し漏ってないかということで、見て来てよということでやるんですよ。

ですから、県にそれは任せているという話ですけれども、今までのただの土の堤防の状態ならいいんですけれども、上に今度はブロックをかぶせてあるから非常に、逆に言えば老朽化してくると怖い部分があって、根が全部入っているというのは相当危険性があると思うんでね、その辺、例えばはんらんしたら一気にいくということで、とてもじゃないけれども水位の話ではなしに、今回利根川でもそうですよ、危険水位をどんどん低くして、それで指示を出そうということをやっているわけで、その辺は強く県のほうに言っていかないとやってもらえないんだろうと思いますよ。中の調査ですからそんなに簡単にいく話じゃないと思うので、ぜひそれは強力に要請をしていただきたいと思います。

それから、雨量の予測ですけれども、大森とか杉戸あたりはどのくらい降ったら時間差で来るというのはわかっていますよ。じゃそこにどのくらいの雨量が降るとはんらんするのか、わかりますか。それを事前に予測をしたらどうなのかな。何で言うかといいますと、今割かし水位がどんどん上がることが多くて、前もそうなんですけれども、避難勧告をしたりしても、大丈夫だろうといってなかなかすぐに避難される人というのは少ないんですよ。夷隅川の堤防がはんらんしたことはないですからね。今、久保川もすごい性能のいいポンプであつと言う間にくんじゃいますから、ほとんど住民の方は心配していないんですよ。

ですから、それはおくれる可能性が非常に強いと。我々が勧告してすぐに行ってくればいいんですけれども、なかなかやっぱり常に出していると、無理じゃないんですけれどもまだ大丈夫だろうと。でもその前に大森とか杉戸とか、そういう流域が何ミリ降ったらあそこはあふれるんだと、そういうことは私も一切聞いてないんですよ。大森がこれだけ降ったからそろそろ水位が上がるだろうだけなんです。

ですから、そうではなくて、最大限の危険の範囲は何ミリ向こうに降ったら、あるいはこの大多喜地区に降ったらあそこはあふれるんだと。昔よりどんどん早くなっていますよね、

水の出が。そういうことも計算しながら、やっぱり危機管理というか最大限どこが一番危ないというか、なのかということは、そういう面からもしっかりと調査をしておくべきだと思うふうに思って質問したんですけれども、再度その2つについてご答弁をお願いします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず1点の、堤防の件でございますけれども、確かに今、堤防の検査というのは目視検査ということで、先ほど課長が答弁したのが一般的な検査でございます。しかし、この目視検査だけではやはり問題となる箇所は、やはり限界があることは事実でございます。ご指摘のとおりではないかと思えます。

ただ、その検査方法の中には、いわゆる物理探査法という形の中で、いわゆる地上から振動を与えて、その電波を察知しながら二次元の表面探査の測定というものができるところでございます。それにもう少し全体的な流れの中で考えたときに、ボーリング調査を幾つかやって、それを組み合わせますと非常に全体的な堤防の強度というものがわかることは確かなんですが、しかしこれは莫大な費用がかかるという中で、なかなか県としても予算というものが難しいのかなと思います。

ただ、今ご指摘のとおりこういうものが県として予算をとっていただけるように、これからも努力していかなければなりません、正直これは相当のお金がかかるということでございます。しかし、我々も県のほうにお願いをしてみたいと思います。物理探査とボーリングというのを組み合わせると非常に正確な、ある程度確かな強度というものがはかれるということは事実でございます。

また、もう1点の水害の水量の予測でございますが、これは先ほど課長も答えたように経験値、経験則の中では確かに時間差がございますので、それでおおよそは出るんだとは思いますが、さらにまたその辺につきましては、ご指摘のとおり緻密な、もうちょっとデータをもっともう少し細かく出せるような形、そういったものを少し研究してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） そういうことでよろしくお願いいたします。

次に、防災無線の充実ということについて質問させていただきたいと思えます。

今回の震災で一番、私も困ったのが携帯が途切れてしまった。大分揺れたし、周りも大分貯水池も水がこぼれて相当揺れたので、その辺を確認しながら町のほうに連絡をとったのに全然連絡がとれないという状況で、これは行くしかないという思いでありました。通信でい

つも携帯をやっていますので当たり前という感覚になってしまっていて、通信網が途絶したということはどういう状況なんだと、逆に言えば非常に心配になりました。

いつも思うんですけれども、防災訓練をやると避難訓練がやっぱりメインになります。私は、その避難訓練はある程度体が大丈夫だった人が避難をして、避難所に来てやるので、その前にけがをしたり、あるいは下敷きになったり、救助・救命しなくてはいけない、この部分をまずはどうするんだという思いがずっとありました。

今回、防災無線のことがいっぱい出ていますけれども、情報を住民に伝達する部分と、もっと大事な部分は向こうからの情報も来なくては何もならない。地震でも雨でも、テレビを見たり、あるいは防災無線でもいろいろ言ってくれますけれども、じゃ危ないんだな、これはわかるんですよ。聞こえないという部分もありますけれども、戸別受信機もあるということで、問題はそれが起こったときに通信網が途絶えてしまったらどうするの。例えば地震であれば、家屋が倒壊したり電柱が倒れたり、こんなときどうしたらいいんですか、まずそのときの対応がまずは一番大事、初期には一番大事だろうと。

今は防災無線の子局が22ですかありますね。そこからこちらの対策本部があれば連絡がとれることになっています。でも、これは一般の住民には多分余り知られていないんだろうと思います。それでも、大多喜町に22しかないんですね。例えば伊藤とか小土呂とか、こっこの西畑、老川のほうにもいろいろ子局よりも遠いところ、こういうところがあるはずで、そこまで行かなければ助けを求められない、こういうところが今回の通信が途絶えるということで一番心配したところなんですね。助けを求めたい、でも通信が来ませんから防災無線でやるしかないんですね。そうすると、そこにあるところまで行かないと助けを求められない。

もう少し、子局といいますか、こちらのほうに情報をもらえるようなところをもっとつくっていかねばいけないのではないかという思いがありまして、きめ細かくもう少し子局の整備をすべきだというふうに思いましたので質問したんですけれども、町の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 防災行政無線の子局の整備についてのご質問でございますけれども、今小高議員さんがおっしゃっていただいたように、町内に現在22の屋外子局がございます。町内全域には音声が行き届いていない状況であることは認識はしております。また、宅内の受信機の設置を推進してきているところでございます。

また一方、屋外の子局の周辺の方から音声が煩わしいというふうな申し出もありますので、

今後屋外子局の設置要望の地域の周辺の住民の皆さんがご同意いただけるのであれば、設置に向けて検討はしてまいりたいと思います。また、屋外子局は1件当たり設置経費が、用地費を除きますと約300万円ほどかかるというふうなことでございますので、その辺の財政措置も必要になってくるのかなというふうに考えております。

また、議員さん既にご承知のとおり、子局の中には電話器みたいなものがある、向こうからの通信ができるというふうなものも入っておりますので、そういうものを消防団員だけじゃなくて地域住民の皆さんにも知っていただく面の広報もこれからしてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） 子局を今と同じように建てると300万円かかるんですよ。それと同じように、移動の指揮車にも当然載っていますよね。一つの考え方ですけども、例えば消防車にそれを搭載しても、それは各地域にみんなあるわけだから十分利用できるだろうし、またそういう子局の大きいものをつくらなくても、例えば青年館に車に載せるような小さい小型をつけて、そこからいろいろな情報を収集する、あるいは助けを呼べるようにする、そういうふうにすればそんなに300万円という話ではなくて、小さいやつをもう少し小まめにつくって、住民が助けを求めたときに、こっちの本部が対応できるような形をつくったらいかがなんでしょうか。その辺は300万円という部分であれば、小さいと言いますか低いアンテナで双方できるような無線であればそんなにかかる話ではないというふうに思うんですけども、そういう発想といいますか、そういう部分での検討はいかがですか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） ただいまのご質問についてでございますが、改めてそういう検討まではしてございません。しかしながら、防災行政無線としてそこまでできるかどうかという、逆に問題がございますので、その辺を踏まえて、今議員ご指摘の件につきましては検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ありがとうございます。

それでは、今3点ほど地域防災ということで質問させていただきました。いろいろな部分で、今回の震災で我々にとって教訓といいますか、検証し、我々のこの地域の防災体制をし

っかりやっていくという部分が必要であらうと思います。そういう意味で、今回の防災計画の見直しも当然、防災会議等で諮っていく必要があらうかと思いますが、国でも今回の震災をきちんと検証しながら検証していくんだという方向でいっていると思います。防災計画も20年でしたっけ、でも大分中身も変わっているのがありますので、ぜひ見直しをしていただきたい。

それから、もう1点、今3点話しましたが、課長は防災は切りがない、確かにやればやったほど終わらない部分がいっぱいあると思います。でも、最大限やっておかなければいけない部分は、私は今申し上げた部分だというふうに思っていますので、全部やるなんていうことはなかなか、それは予算さえあれば、人さえあればできるでしょうけれども、最低限やっぱり住民の生命・財産・身体を守るという部分においては、重要な部分というのは、やっぱり整備をきちんとしていかないと行政の役割は果たせないんだろうと思います。そういう意味を含めて、防災計画の見直しについてどのようにお考えか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） ご理解いただきましてありがとうございます。

まず、東日本大震災を検証しまして防災計画の見直しの必要性についてのご質問でございます。既にご承知のとおり、大多喜町地域防災計画につきましては震災編、あるいは風水害編及び大規模事故編というふうな形で編成がされております。その中で、震災編の想定でございますが、平成7年の兵庫県の南部地震、マグニチュード7.2の直下型地震を想定してつくっております。今回の東日本大震災につきましてはマグニチュード9.0ということでございましたので、現行の想定よりかなり大きな災害になるものと思われます。

しかし、大多喜町の防災計画の中では、抽象的な表現であるとともに行動体系ですとか町の防災関係機関の行動計画だけで示しております。この災害想定規模により大きな計画の変更は必要ではないのではないかと思われますけれども、状況によりまして随時見直しを行ってまいりたいと思います。

また、今議員さん、この3つが重要なんだよというふうなことをご指摘いただきました。そのとおりでございまして、災害に対しまして避難勧告等の具体的なマニュアル等が町には整備されていません。そういう、今後関係機関が万が一の場合に具体的にどのような活動をしたらいいのかというマニュアル化を早急に進めて、まず住民が素早く対応できるような形といいますか、マニュアルを整備して、その中で、計画そのものは後になってしまうかもしれませんが見直しは考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、幼稚園の併設ということについて質問をさせていただきたいと思います。

国は2013年度から実施を目指して、今幼児教育を提供する幼稚園と保育を提供する保育園をあわせた幼保一体化、こども園というそうでありますけれども、検討して推進をしていくというようになっているかと思ひますけれども、教育の中でこの幼児教育というのは非常に大事だというふうに言われて、6歳までに小脳の大体90から100%ぐらいができ上がってしまうというようなことが言われています。大体10歳までにあらゆることを吸収して、10歳までが非常に人間の成長にとって、教育にとって大事だということが言われていますけれども、こども園というのは今の待機児を解消したいという部分で出てきたようでありますけれども、我が町についても、将来を担う子供たちにしっかりとした教育というものを受けさせたいという思ひがあります。国もこういう形でこども園ということのをこれから進めていくということでありますので、町としてもこういう考え方のもとに幼稚園の機能を一つ入れるというお考えはないか、お伺ひしたいと思ひます。

○議長（正木 武君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（石井政一君） ただいまの幼稚園併設についてというご質問でございますけれども、議員言われるように、国は平成25年度より幼稚園、これは文科省でございます。それと保育園、厚生労働省をあわせ持った幼保一体化（仮称）こども園を目指し改革推進中であり、具体的決定にはまだ時間を要するものと思ひられます。仮にこども園にする場合には、今年度で8年目のみつば保育園と13年目となりますつぐみの森保育園、両施設の関係、あるいは臨時職員を含めます先生方のそれらに伴います資格等の問題が予想されます。

しかし、保護者に限らず、だれもが年少教育が必要と認識しているかと思ひます。そのようなことから、当面は国の動向を見ながらも、現在実施しております教材等を取り入れた教育、それらを今後さらに充実させまして、同じような内容で充実させまして保育運営に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） この前町長のほうから、保育園に三育の先生が来て英語のほうを教えてもらうんだよというような話を聞いて、すごくいいことだなということで、ぜひどんどん

進めてほしいなという思いがそのときありました。私、前から今の大多喜町は少子高齢化でこれからどうなっていくんだというときに、少子高齢化のためにいろいろな産業を興したりとか、住宅をふやして人口をふやそうという思いが非常にあるという部分と、もう一方、少子高齢化はとまるんでしょうか。フランスがすごい少子高齢化に力を入れて、それで出生率2位ですよ。今、国は1.39とか言われていますけれども、少子化で果たしてこれがとまるのかどうか、そんな簡単な話ではないし、これから先どんどんふえるなんていうことはあり得ない。

であるならば、この少子化の中でどういうふうに対応していかなくちゃいけないかということを考えるべきだろう。つまり、今は、昔は10人で1人を支えて、今は5人で1人を支えて、将来的には1人で1人を支えなくてはいけない時代が来るだろう。そういうときには、能力のある人材がいなければ社会は支えられないだろう。そのためには少しでも優秀な人材、世界に通用する人材を育てるべきだろう。そこは何だといえ、教育でしかないだろう。

今、日本の教育は、今まで世界でトップだったと言われるけれども、どんどん下がってきているという報告がありますよね。やっぱり世界に通用するような人間を輩出していくには、やはり何だかんだといったって資源のない国がやっていくには、こういう技術力を身につけなければとても成り立たない話でありまして、そういう意味から言えば、まずは小さいときの教育というのは非常に大事だろうなという思いがあって、それは町でできることは幼児の教育をしっかりそこから始めるべきだと。中曽根首相なんか3歳から義務教育にしろよなんていう提言をしていますし、10歳までが非常に大事。

実はですね、私が感化されているのかどうか分かりませんが、ヨコミネ式教育法というのをご存じの方はいっぱいあると思いますけれども、テレビでやられてすごい反響があって、今もどんどん問い合わせなり、それを取り入れている保育園がいっぱいあるそうです。ちょっと簡単にですけれども紹介しますと、大体5歳で漢字の読み書き、小学校1年生で割り算、小学校に入学するまでに平均1,500冊を読むそうであります。10歳までには3,000冊、3歳からゲーム感覚で計算をし、小学校2年でそろばんをやるんですけれども、卒業するまでには1級程度の計算力がつく。子供たちの20年後にどういう人間に、世界が求める頭脳をつくっていくんだというようなことでやっているそうであります。

学業といいますか、そっちのほうばかりではなくて、6歳までに音感を身につけさせる、4歳からレスリングをやるというようなことで、テレビでは保育園生が42キロのマラソンをしていましたね。毎日5キロ幼稚園生が駆けてます。逆立ちも平気でどんどんやる、こんな

ような教育が、子供ってこんな能力があるのとちょっとびっくりしたんですね。この横峯さんいわく、10歳までだよ、そこまでに教育をどんどんすべきだよというような話を聞いて、こんな保育園をとというような思いがすごくありました。ここの保育園は過疎で、学校区には6人とか7人でしたっけ、もう何人もいないところだけでも保育園にどんどん入りたいということで、競争率がすごいというような話がありました。

ぜひ、こういうことをまねしろという話ではないんですけれども、子供にはそういう能力があるんだろうと。やっぱりどこかで教育は一斉教育でみんな同じ教育を経て、同じようにしか育たないわけですよ。今地方分権で競争しろと、これから20年、30年後の大多喜町の姿を描いたときには、やっぱりいい人材を育てたいという部分では、同じ教育をやっていてはほかよりも上にいかないんじゃないかというような思いがすごくありまして、さっき保育園の免許を持っていることもという話がありましたけれども、教員の免許を持っている方もいっぱいいらっしゃると思うので、ぜひそういう部分をもっと前向きにといいですか、今までにない発想でひとつお願いをしたいということで再度質問させていただきましたけれども、もっと情熱をもって子供の教育をやっていくんだという意思をぜひお示しをいただきたいし、それに向かって頑張るという姿勢をぜひお願いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの質問の内容は非常にいろいろ勉強をさせていただいたところでございます。確かに、いろいろ聞きますとやはり10歳までというのは大体大方一致した意見かなと思っております。本町におきましても従来の形でできましたけれども、先ほどお話しいたしましたように、小高さんにもちょっとその話をしておいたんですが、実際に少しずつこれから内容充実という面においてはやってまいりたいと思いますが、これから9月の補正ではまたお願いする形になろうかと思えます。

世界に通用する子供を育てる、そのとおりなんで、ただ、それが頭が物すごくいいということではなくて、心が通じ合える、世界の人と通じ合えるような、そういう形のものが恐らく世界に通用する子供だと、大人になるんだと思います。

そういうことで、そういう意味で考えますと英語というのはやはりとりあえず世界の共通語でございます。まず本町でとりあえず最初に取り組みたいなと思っているのは、まず保育園の中で英語に親しむという、いわゆる保育園には預かるという役目、幼稚園は育てるという役目がございますが、大多喜の場合は保育所で私は十分だと思います。それに、幼稚園の部分の育てるという部分といったものを、その中に町として入れていけばいいのかなと思っ

ています。

そういうことでとりあえず9月か10月になろうかと思いますが、三育学院の先生のほうと今ご協議をいたしまして、外国から来られるそうでございますけれども、その方が来られましたら早速始めたいと思っています。それと、今保育園の話も出ましたが、あわせて小学校3年生ぐらいまで、人件費でございますからそれほど大きなものではございませんので、その辺までも含めてまず英語に親しむことをまず始めたい。

まだこれから世界の情勢というのはどんどん変わります。そういうことで考えますと、英語だけではなくて、まずそれが一つの土台となりますが、これを浸透させるにしても3年のかかるかなと思います。3年しっかりやれば周りの人がそういう人たちが非常に多くなりますので、非常にこれから進めやすくなる。その次に今の情勢の中で、次は何をやるかということで一つ一つ進めてまいりたいと思いますが、その第一歩として英語に親しむということで、9月から10月ごろには始めたいと思っております。本当に世界に通じるような子供の教育というものに、しっかりと力を入れてまいりたいなと思っています。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） ありがとうございます。

学力といいますか、教育というどうしても詰め込みというようなことのように受け取りがちなんですけれども、ここは全然そうではなくて、みずから学ぶ力を、学力というのは学ぶ力ということで、自分からどんどん覚えていく、興味を持ってやっていく。詰め込まれてこうだよと教え込まれたのは全然人間理解をしないという、基本的な考えに立っているんですね。

例えば、さっきレスリングと言いましたけれども、取っ組み合いなんて昔小さいころ、我々のときはけんかしたりとか、ぼこぼこになったりとかいろいろな部分があって、そうすることによって相手の痛みもわかったり、いろいろな部分で上下関係もできたりということ、があるがここなんかそういうのができないからお互いにレスリングを小さい子供にやらせている、あるいは遊びも山学校に連れて行って思い切って危険なこともどんどんさせるんだというようなことで、全く昔の我々が受けたときの教育をという部分でやっているような気がします。私がこんなことを言うよりも、教育長は専門家でありますので、急に振って恐縮でございますけれども、教育長の見解もあればちょっとお伺いしたいと思っておりますけれども、そういうことでやっぱり全然発想というのが違う部分がありますので、ぜひやっぱり今までと同じ教育といいますか、今まで我々の先祖がやってきた部分もそうだったと思うんですけ

れども、千葉県で一番最初に幼稚園をつくったのはどこか知っていますか。大多喜だそうですよ。大多喜の先人はもうその前から教育にということで、そこまで頭がいていたのかなという部分があります。ただ、何で保育園になったかという、お金が来ないからやめちゃったという話をちょっと伺いましたので、昔の人といいますかは教育は小さいころから大事だというような思いが非常にあったと思うので、その辺も大多喜の人はそういう部分があるんだという思いから、もっともっと教育にしっかりと力を幼児に入れていただければと思います。

最後に、もしよろしければ教育長、そういう考え方、教育のプロとしての考え方でご見解がありましたら、一言で結構でありますのでお願いをしたいと思います。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 小高議員のおっしゃることは本当にそのとおりだと思います。今進めている教育の目標といいますか、それがやはり一人一人の人格といいますか、知・徳・体を高めるということ。知はやはりいわゆる学力、徳は心ですね、道徳とかそういう徳、それから体、いわゆる体の健康なスポーツとか体育。そういう、まずは知・徳・体のバランスのとれた子供を育てていく。それプラス、ことしから新しく学習指導要領が、小学生がこの4月から始まっていますけれども、プラス大事なことはやはりコミュニケーション能力というのが一つプラスされています。それからもう一つ、体験学習です。

今、小高議員がおっしゃったような、私たちが子供のころに木登りをしたり田んぼの中に走っていったり、カエルをつかまえたり、川の中に入って行ってハヤをとったりとか、そういう体験学習が皆さんの子供のころと比べて今の子供たちに非常に欠けているんです。そういう体験の欠けていることが大人になったときにわからないんですよね、やってないから。大事な子供の育てていく時期にそういう体験をほとんどしなくて、ある部分勉強さえできれば、学力さえあればというようなことで、ある時期日本の教育がきってしまったということがあって、それでは立派なバランスのとれたしっかりした大人にはなれないということで、今プラスして、知・徳・体プラス体験学習を非常に重視しています。ということで、小学校が畑で作物をつくったり川へ行ったら川の中の生き物の様子を調べたり、川の生き物と遊んだり、そういうことを一つやっています。

それともう一つが、先ほど言いましたコミュニケーション能力です。言語活動ということなんです。言葉を通して人と人との心が通じ合う。今町長さんもおっしゃいました。言語活動の中の一つにやはり英語というのが入ってきているんですけれども、言葉で相手、い

ろいろな人とのコミュニケーションができる、そういうことができないためになかなか家の中から出られない子供、大人になったときに何十年もある部屋に引きこもったままの子供、そういう子供が、皆さんが子供のころには余りいなかったと思うんですけども、そういう子供が今、引きこもりの子供は全国で何百人いるというような話も言われています。

そういうことで今現在はその体験と言語活動、コミュニケーション活動、ここが今度の指導要領で非常に言われているところです。ですから、体験というのは非常に大事だということです。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 4番小高議員。

○4番（小高芳一君） どうもありがとうございました。

行政でしかできないものがありますので、将来を担う子供たち、是非しっかりとした幼児教育をよろしくお願いします。以上で私の一般質問をおわります。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（正木 武君） 次に、1番野中眞弓議員の一般質問を行います。

野中議員は一問一答方式です。

1番野中議員。

○1番（野中眞弓君） 私は、3点にわたって一般質問を行います。

大震災と原発事故から2か月半がたちました。国難と言えるような状況を打開するために官民一体となって取り組まなければならないところ、きのう内閣は不信任案が否決されて、ようやく総選挙という大変な事態を避けられたわけですが、国政の状況は全く情けないというのは皆さん感じていらっしゃると思います。だけれども、本当に国でもこういう地方の行政でも、官民が一体となって新しいまちづくりが求められていると思います。本当に千年に一度しか起こらないであろうと言われるような大地震だったわけですが、私たちは今までのあり方をこれで随分考えさせられて、やっぱり新しい価値観のもとに新しい国づくりというのを進めなければ、この東北の方を中心とする大きな犠牲が無駄になってしまうのではないか、そういうところに私たちは今立っています。

今求められているのは被災地の救援、それから、原子力発電から撤退すること、あるいは放射能汚染に対しての野菜・魚類・水・空気やらの心配、あるいは産業はどうなるのか、こういうことがたくさん求められていて、壁は本当に厚くて高いと思います。今までの価値観

の転換が求められています。行政でも、本当に今までの対応ではやっていけないであろう、新しくそれぞれこれからは前例をつくっていく、新しい国づくり、地域づくりに向けて、そういう契機となる年だとことしは思います。

まず、こういう前提のもとに以下の質問にお答えしていただきたいと思います。

災害対策の強化ということですが、東日本大震災の地震規模はマグニチュード9で、現在町が防災計画で基準として想定している規模は、先ほども答弁にありましたとおりマグニチュード7.2です。はるかに想定を超える地震が起こるんだということを、私たちに現実で示してくれたわけです。ここで大切なことは、やっぱり住民の命と安全がどうなのかということだと思いませんか、防災計画というのは。

ちょっと忘れました、そっちにあるんですけれどもサンデー毎日、私も毎日サンデー毎日なんですけれども、サンデー毎日の5月22日号に「巨大地震に弱い町」という特集がありまして、たまたま手にとったんです。そうしたら、実は大多喜町が載っていました。皆さんごらんになったでしょうか。どういうふうに乗ったかということ、2つありまして、1万人当たりに何人死亡するか、1万人当たり何軒家が全壊するかというランク表が載っておりました。それはサンデー毎日の全国版ですよ、関西と首都圏ということで載っていたんですけれども、そのランクを出したもとの資料は2007年ですからほぼ5年前、丸4年前の千葉県の地震何とか何とか資料という、県の正式の資料なんです。

その中で、大多喜町は全壊家屋が千葉県でワースト3、3番目でした。私たちも今回の地震は津波の大きさが話題にされておりますけれども、大多喜町でも正式に行政がそういうふうに統計をとっている、決して震災に対して安全な町ではないということを私自身は突きつけられました。ちなみにその資料ですと、大多喜町では、多分大多喜町と同じ地震の強さなのではないか、県がとったので、420棟倒壊することになっています。千葉県地震被害想定調査という千葉県の調査です。

そういうふうに、4年前から大多喜町は安全でない、万全ではないということが明らかになっていたにもかかわらず、我々議員もそれを知らされていなかったというのは問題だとは思いますが、それはそちらに置いておいて、住民の命と安全を守るためにまずもう一度ハザードマップの再検討をする必要があるのではないかという点が1つ。

2つ目の問題として、先ほど小高議員もおっしゃっていましたが、防災計画の再検討ということですが、ちょっと観点が違いますけれども、特に高齢者・障害者など弱者世帯への援助体制は前から言われていますけれども、どこまで確立しているのか、それから、こ

れからどういうふうに補っていくのか伺いたいと思います。

それから、避難場所の問題ですけれども、緊急3日以内、緊急とは多分発生してから3日以内の避難場所で長期にわたる避難場所の確保という問題もあると思うのですが、その件についてはどのように考えていられるでしょうか。

それから、災害備品の充実ということで、今回はみんな流されちゃったという特殊な事情もあるかもしれませんが、備品整備については東日本大震災から学んだことも含めて伺いたいと思います。

それから、情報提供網の確保ということですが、小高議員や藤平議員さんが子供のところで伺って答弁されたことについては省かれて結構ですので、重複しない範囲で答弁願いたいと思います。

とりあえず、第1問は以上です。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 今回の東日本大震災を教訓としまして、現在の大多喜町の防災計画の想定を上回る地震規模であったことにより、防災計画の見直しを検討すべきところのご指摘でございます。

第1点目のご質問でございますが、ハザードマップの再検討の件でございます。ご指摘のとおり、現在のマップ作成時の想定以上の地震でございますので、マップ上では震度の伝達割合を表示しております。大きな変わりはないと思いますけれども、それなりの変更の必要性もあるかなと理解をしているところでございます。

次に、防災計画の再検討、特に高齢者や障害者世帯への援助体制の確立についてでございますけれども、防災計画の中では詳細な援助体制までは記載されておられません。先ほど小高議員さんのご質問で答弁を申し上げましたとおり、避難者の支援マニュアル及びそれに対します実施要領的なものを整備する必要があると考えております。

次に、緊急及び長期にわたる場合の避難場所の確保ということでございますけれども、現在の避難場所に加えまして長期にわたる場合は町内の旅館組合さん、あるいは民宿とか空き家等の利用を図り、応援体制づくりが必要ではないかと考えております。

次に、災害時の備品の充実でございますけれども、現在は被災者の想定人数が2,855名の1日分に相当する最低限の目標として、避難生活に必要な食料、生活必需品を備蓄しております。想定した以上に災害が大きくなった場合は、避難生活が長期化することや被災者の増加によりまして、一層の備蓄品が必要になると考えております。地域住民の皆様に、みずか

らを守るために3日分程度の食料ですとか生活必需品の備蓄をお願いするよう、今後周知を
してまいりたいと考えております。

最後に、情報提供網の確保でございますけれども、先ほど藤平議員への答弁、あるいは小
高議員さんへ答弁等をさせていただきました。それ以外では今のところ改めて考えておりま
せん。いずれも携帯電話のメール配信ですとか、防災無線を活用した情報網の確保をしてま
いりたいなというふうに考えております。

それと、ご質問の中に、かなり大きい被害を想定した家屋の倒壊の話がございましたけれ
ども、既にこれは防災計画の中で想定の中に既にその数が入っています。ですので、また後
ほど防災計画を見ていただければわかるんですが、先ほど議員さんおっしゃっていただいた
マグニチュード7.2のときの全壊ですとか半壊、その数値が既に入っております。全壊です
と1,361棟、半壊で1,707棟というような数が既に入っておりますので、恐らくそれを基準に
県は考えて発表したのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） まず、ハザードマップの件なんですけれども、大多喜町のハザードマ
ップ、海岸べりのところなんかは津波がどうなるかというのがあるんですけれども、大多喜
町の場合は液状化と地震の伝わり方と、もう一つは家屋の倒壊でしたでしょうか。

（「地すべり」の声あり）

○1 番（野中眞弓君） 地すべりはありましたっけ。私、ちょっとよろしいですか。すみませ
ん。これですよね。液状化と揺れやすさマップと、それから大きい地域の危険度マップで、
地すべりは、私が隅から隅まで見なかったので可能性はありますけれども、ありますか。

大多喜町の凹凸の激しい地形ではやはり地すべり、それからがけ崩れ、それによって私の
ところなんかは道がよくなりましたけれども、陸の孤島になる可能性というのはあるわけで、
それから、避難するときにもここはやっぱり崩れやすい、先ほど答弁の中に、小学校の通学
路で崩れやすいところとか水が出やすいところなんかきちんと掌握してあると、地域ごとに
指導しているという話でしたけれども、やはり町としてがけ崩れ、地すべりというのもち
んとマップ化しておく必要があるのではないのでしょうか。

私どもでも自分の地域についてはわかるんだけどほかの地域についてはわからない。
突っ込んでしまったところが通行禁止で、戻るのも前進するのも大変という場面に遭遇しか
ねませんので、避難するにも、あるいは支援に入るにしても大切なことだと思いますので、

その辺でハザードマップについてはもう一度、水につかりやすいところも含めて再検討する必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 一応ご指摘のことはわかりましたので、検討はさせていただきたいと思います。

それと、今おっしゃっていただいた避難場所ですけれども、確かに住民の方は知らない方がいらっしゃると思いますので、今後サイン表示といいますかね、ここは避難所ですよというふうなそういう表示板といいますか、そういうものもつくっていききたいなと。過日町長と話をしていましたら、大多喜は海拔何メートルだというふうな話が出まして、たまたま町村会の会議に行ったときに、やはり海岸と庁舎が6メートルとか7メートル、あのときはたしか23メートルですか、そうだったので、各避難場所に、ここは海拔幾つですよというふうな表示、あるいは、ここは災害の避難場所ですよというような表示、そういうものも今後考えて、そんなに金のかかる問題じゃないので、それはできるだけ早い時期にやりたいと思っています。

以上です。

○議長（正木 武君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 2時02分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時12分）

○議長（正木 武君） 1番野中議員の一般質問を続けます。

○1番（野中眞弓君） ハザードマップについては、改めて水の問題と地すべり、がけ崩れの点で検討を願いたいと思います。

2つ目の防災計画なんですけれども、私は、先ほど申しましたように、特に弱者への援助体制の確立ということを申し上げました。この弱者への支援体制というのは、ほとんど地域のきずながどう築かれているかということにかかると思うんですね。その辺で地域防災計画とか自治防災組織とかの確立というものを急ぐ必要があると思うんです。そこをどう考えられるか、対策をとるのか、伺いたいと思います。

そのときに、どこにだれがいるか、狭いところだったらわかるのですけれども、だれがだ

れのところを確認するかなんてというのは、やはりみんなが、その地域全体が知っておく、区会のメンバーが知っておく必要があると思うのですが、援助を求める人たちが実際どうなのかというのを名簿にしてというと、個人情報の問題がありましてということで、それがネックで名簿が配れないという話を聞いております。それでしたら、いざというときに援助の手が欲しい人ということで申告をしていただき、町がそれを登録して、どこの地域ではこれこれこういう方がいざというときの援助を求めていますという名簿をつくって、消防団だとか区におろす、そうすれば、ここの年寄りはこの家とここの家でちょっと声をかけようとか、安否確認をしようとかいうのが区でも話し合えると思うんですね。みんなのものになっていくと思うんです。

弱者への支援というのは、そういうふうにするしか、いざというときには動かないんじゃないか。役場の職員が行くとか、あるいは民生委員さんがと言っても、おいそれというわけにはいかないと思いますので、この申告登録制度というのを検討していくのはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、もう一つは、地域もそうなんですけれども、いざというときに役場の職員が自分はどうしたらいいのかという動きをきちんと理解じゃなくて、頭の中にたたき込まれているかということがすごく大切なことだと思うんです。滞りなく動ける体制ができているのか、伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 最後のほうの問題からいきます。

まず、職員の危機管理という問題だと思います。その辺につきましては、マニュアルこそはございませんけれども、水害、地震、そういう場合にはどういう体制をとってどういうふうに動くのかというふうなことは、防災計画の要綱の中にも入っていますので、そのように動けるように周知はしております。頭の中にも入っていると私は確信をしております。そういうふうに動いてくれるものと思っております。

それと、これは健康福祉課と総務課のほうで今現在やっている体制だけ、援助体制についてちょっとご回答をさせていただきます。千葉県では災害時に一人も見逃さない運動というのをやっています。それに伴いまして、大多喜町でもそれに向けてやろうというふうに、今取り組みを始めようとしているところです。

確かに今野中議員さんがおっしゃったとおり個人情報保護法によりまして、町で強制的に住民票から調べて援助体制の名簿をつくると、そういうことはまず不可能と私は思っており

ます。そういうことから、今議員さんがおっしゃっていただいとおり、本人から援助の要請といたしますか、ものをいただいて、その要請をいただいた中に消防団、区役員、民生委員さん、そういう方にこの名簿を氏名・生年月日あるいは住所ですね、そういうものを公表していいかどうかの判断を伺って、そういう名簿をつくって、その地域の中にいらっしゃる方にお配りをしてやっていくのがいいのかなというふうなことで、今現在どういうふうな形で収集しようか、あるいはどの程度、年齢だけで区切っているのか、75歳といっても元気な方もいらっしゃいます。逆に75歳以下でも元気でない方もいらっしゃいます。そういう方の把握をどのような形でやっていったらいいのかというふうなことも検討しながら、これから名簿づくりを進めていくのがいいのかなというふうにも思っております。

議員さんおっしゃるとおり、一応区、消防、民生委員さん、そういうものを対象に動いていくのが一番妥当な線かなというふうに考えております。そういうような回答でいかがでしょうか。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 早急にその線で整備されたいかがかと思います。

では次にいきますが、長期及び緊急時の避難場所の件ですが、長引いた場合、旅館とか民宿とかという話でしたけれども、やはりこうやって回ってみますと母屋がお年寄りが亡くなっちゃってあいているとか、そういうお宅もありますので、ホームステイ制度というか、そういう登録もとったらいかがでしょうか。家の母屋だったら1か月ぐらいだったらいいよとか、きっとあると思うんです。この前の地震のときも民間の何とか法人とかつくろうとして、NPOみたいな団体をつくろうとしていらっしゃる方が空き家とか、あるいはホームステイできる人とか自分の家宅をちょっと貸し出せる人とかというのをみつけて、呼んであげようよという運動をされました。

そのように、自分のところの町でも年寄りとか子供がいるとか、家においでよというような、それを前もって登録しておくのもいいのではないかと思うんですけれども、それはどうでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 制度的にはかなりすばらしい形ではあるかと思いますが、年代もだんだん変わってきますのでかなり難しい問題ではあるかなと思います。

もう1点、企画財政課のほうで空き家調査というのを各区長さんに流しています。その空

き家調査は、あくまでも今野中さんが言った形ではなくて全くあいているところ、ホームステイの形じゃなくてそっくり一軒家があいているような調査を企画のほうでしています。そういう情報は提供できますけれども、今おっしゃったようにホームステイ的なことができるかという調査はなかなか、その都度その都度といいますか、極端に言うとも一日一日、日が変わりで変わっていくのかなというふうなこともございますので、その辺はちょっと難しいかと思えますけれども、何らかの形でできればいいかなとは思いますが、ちょっと今のところ難しいような、長期的に考えると難しいような気がします。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） でも大体そういう方向にいくのであろうということは期待しております。やってみないうちに初めから難しいと決めつけるのはいかななものでしょう。とにかく地域のきずなを強めるという、お互いが強く、他人事ではなくて自分の力の範囲で無理のないところでお互いに助け合おうという気風をこれから先強めていかないと、高齢化にはやっぱり耐えていけない。行政が全部税金で面倒を見ていくというふうなことはだんだん無理になっていくので、ご近所の底力というか、そういうものを強める中で防災力を強めていくというコンセプトを持っていたきたいなと。

だから、長期にわたる避難のときには、あるいは緊急でも一応の避難が終わって、病人だとか本当に小さな赤ちゃんがいるとかという特殊な人たちを、家においでよと、行政があそこの家は空いていそう、ちょっと赤ちゃんがいる人を預かってくれない、ああいいよという、そういう体制ができればすてきな町になるんじゃないかなというふうな思いがあります。それは前向きに検討していただきたいなと。私は貸せないから無理とかいうのではなくて、とにかく町民に働きかけていただけたらと思います。

それから、その次にいきます。

災害備品の充実なんですけれども、この前、ずっと前に担当の吉野さんに、特に女性の立場から衛生用品の備蓄などもお願いしたんですけれども、今はみんなおむつなんかも捨てちゃうものですから、洗って干して使い直しというわけにはいきませんので、年寄りもおむつというか、そういう衛生用品を使う方がかなりいらっしゃると思うんです。ただ、なかなか口に出しては言えないので、下着類とかそういうものについての備蓄も、ここのところでもう一度点検し直して、多目に用意していただきたいなということを改めて要望しますが、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 備蓄についての多目というのはどの辺かちょっとわからないんですが、とりあえず、先ほど申し上げたとおり約3,000人近い人の1日分のものを、生活必需品については用意してございます。そこに下着類もたしか紙製品だったか、そういうものがあるんじゃないかなと思います。

確かにおっしゃるとおり、今回の災害、東日本大震災で女性の方が下着とか生理用品とか、そういうものを言い出せなかったというお話を聞きますので、そういうことも心にとめて、心に優しい備蓄をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） その次の情報提供網の確保なんですけれども、先ほどから防災無線のこともありました。防災無線のことでは最近、うちもそうなんですけれども、家の中に入っている無線の音声がどうもクリアでないという、よそでもそういう声がちょっと聞こえるのですが、せっかく室内にあっても非常にいら立つような状況で、災害のときに特に嵐のときなんかだったら余計聞こえない可能性もあったりするので、その辺の整備点検をどういうふうに進めていくのか、考えていただきたいなど。

私は、電池が悪いんじゃないのと言われて電池を交換しようと思って外したんですけれども、どこをあけていいのかわかりませんでした。オープンの口がなかなか見えなくて、しかも固くて、だからお年寄りの世帯だとこれはちょっと困るなど。だから、何らかの援助の手だてが必要ではないかというふうに思いましたので、その手だてを考えていただきたいと思います。

それと、無線の件なんですけれども、前にもちょっと言いました。大きな無線機を使わなくても、今大分廃ったと思いますけれども、役場の職員の方もいらっしゃると思いますがアマチュア無線をおやりになっていた方、資格を持っていらっしゃる方はまだいらっしゃると思うんですが、私、議員になっていつごろからか、アマチュア無線でいざというときの連絡網をと言ったら、そのときの答弁が、役場の中にもそのとき40人くらいの方が資格を持っていて、ちゃんと登録されていて、情報を寄せるようになっていきますという答弁を得たような気がするんです。ああそうかと思ったんですが、今その組織はどうなっているんでしょうか。

役場だけではなくて、そんなに多くはありませんけれども、走ってみると、大多喜ではちょっとわかりませんが、アンテナを張りめぐらしているところもなきにしもあらずなので、

そういうアマチュア無線を趣味にしていられっしやる方などを掘り起こす、あるいは町でも職員も含めて、それでもって登録していただき、年に何遍かお互いに通信してきちんと生きているかどうか点検すれば、お金をそんなにかけなくても、その方がどこに住んでいるかにもよりますけれども、災害時の情報網の一つにはなり得るのではないかと思います。それはお金をかけなくてもできますから考えてもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） その最後のアマチュア無線の関係でございますけれども、その活用というふうなことでございますけれども、これも防災計画の中にアマチュア無線の活用というふうなことで載っております。それで、協力を依頼するというふうになっております。ですから、実際に庁内に職員で40人ほどいられっしやるというふうなお話ですが、その辺はちょっと私のほうで把握はしておりませんが、職員も確かにアマチュア無線をやっている職員がいますので、町内にもかなり大きなアンテナを立てて無線をやっている方がいられっしやいますので、そういう方の名簿を集めさせていただいて連絡網の整備をしながら、年1回か2回、そんな形で連絡を取り合うような方法も考えていきたい。

その中で、県が平成13年に日本アマチュア無線連盟の千葉県支部と災害協定をしていますので、そういう中で恐らくできるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） その件は絵にかいたもちじゃなくて、きちんと役に立つ情報網にしていきたいなと思います。

それと、今回の地震でやはり個人の電話が使えない、公衆電話なら通じるというんで私も N T T に聞きましたけれども、優先的に公衆電話は災害時は使えるようにするようになっておりますからということと、災害何とか電話を行政の要請によれば設置すると、それが最優先でできますからというふうなことをおっしゃっていたんですが、個人的な情報でも自分のところが大丈夫だよということを離れている肉親に伝えたいという思い、向こうから来ることはできなくても公衆電話だったらこっちから非被災地には発信できるので、公衆電話の確保ということもある程度やっていただきたいと思うのです。

今電電、年がわかります電電公社ではありません。N T T は、携帯電話の普及で利益が上がらないということでどんどん撤退していますけれども、私のように僻地なんかに住んでい

ると公衆電話も近くにはないんですけれども、公衆電話にまで行くのに、今だったら２キロ半くらい行かなきゃいけないんですが、なるべく近くでかけられるとリスクもなく連絡がとれますから、こういうばらんばらんには人家のないような山村では公衆電話設置率を高めてもらいようにＮＴＴに話していただきたいというのがもう一つと、それから、個人的な知恵なんですけれども、昔の黒電話は電気を使っていないので停電になっても電話をかけることができた。それもＮＴＴに確認したんですけれども、パッパッと押すのでもコンセントを使わない電話だったらそれは停電でもできますということなので、フレッツにしない家庭でしたらそういうこともできるというようなことを、広報などで災害時の知恵として町民に知らせるのもいいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず、ＮＴＴの公衆電話の件でございますが、これはやはり営業でございますので、営業利益が上がらないものについては撤退するのは当然だと思います。これだけ携帯電話、あるいは各家庭に電話が普及しておりますので、公衆電話の設置についてはやはり拒まれるのは当然だなと思います。一応話はしてみたいと思いますけれども、災害時に備えてというようなことで話はしてみたいと思いますが、恐らく拒まれるというふうに思います。

電話機の関係ですが、これも余り細かく言うと個人的な営業になってしまいますが、ＮＴＴが販売しているやつは、恐らく停電になっても大丈夫だと思います、比較的、プッシュホンでも。ただ、普通の電気屋さんで販売しているやつはほとんど東京電力さんの力を得ないとだめなんですね。確かにＮＴＴさんで、販売しているのかリースしているのかわからないですが、それについては大丈夫なやつもありますので、電話機によってそういうのもありますけれども、それがいいですよというふうなことを町が言うのはちょっとまずい、営業的なこともありますのでまずいというふうに考えます。

以上です。

○議長（正木 武君） １番野中議員。

○１番（野中眞弓君） ささやかな提案なんですけれども、本当に一人も見捨てない防災対策ということで前向きに、早急に対策をお願いしたいと思います。

それから、次の新エネルギー発電の普及についてに移りたいと思います。

今回の震災で非常に問題なのは、やはり原子力発電の被災というんでしょうか、原子力発電所による放射能の問題だと思うんですが、原発はもうたくさんだという、そういう立場で

質問したいと思います。

自民・公明及び民主党政権は、共産党や良心的な学者の原子力発電の危険性への警告と、その対策への提言を無視して、原子力は安全だという安全神話をばらまき、原発を拡大するという政策をとり続けてきました。今や福島第一原発事故により、原子力発電技術は未熟で危険きわまりないものであることが明らかになりました。原発からの完全撤退は当然ですが、ふえ続ける電力需要の手当て抜きには実現は不可能だと、私も思います。

本町では、過去にコンサルタントを入れて温暖化対策として新エネルギービジョン、この新エネルギーというのは自然エネルギープラスのアルファだったんですよね。何でしたっけ、後で教えてください。新エネルギービジョンを策定しましたが、この結果は、いつか私、12月議会でむきになった気もしますが、廃食油からBDFをつくっていすみ鉄道や農機具で使ってもらおうという、そこにとどまっているわけです。コンサルタントに払ったお金は1,000万円を超えていたと思いますが。そのいすみ鉄道で使うのは住民への啓蒙だ、そういうふうに言われた気がします。そういう啓蒙という段階ではなくて、今大多喜町は一步踏み込んで新エネルギー・自然エネルギーによる発電の普及に真剣に取り組むべきではないかと思います。

こういう観点で、以下3項目について伺います。

1つ目は、公共施設や学校などにさまざまな新エネルギー・自然エネルギーの発電装置を設置してほしい。これは、2つ目的があります。啓蒙と、2とかかわりますけれども実際の避難所になる場所に設置することによって、いざというときの電力の補いにすることです。ですから、特に積極的に、避難所になるような場所には、公共施設・学校にかかわらず町の責任で発電装置を取りつけて災害時に備えていただきたい。

3つ目は、個人が設置する場合、大多喜町では国の補助金だけしか出ませんが、町も独自の助成をしたらいかがでしょうか。

以上、3点についてお願いします。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 野中議員の、新エネルギー発電の普及についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご質問のとおり、原子力発電の危険性、地球温暖化、また化石燃料の枯渇、エネルギー消費量の増加等を考えると、新エネルギーについては検討を要する大きな課題であると認識しております。

大多喜町では、循環型社会形成の推進や新しい環境保全に向けた取り組みを推奨し、かつ実践していくために、16年度において大多喜町地域新エネルギービジョンを策定いたしました。さらには、このビジョンの中で提言があり、かつ近い将来で実施の可能性のある施策について、17年度に重点テーマ「フラワーバイオマスタウンおおたき」を策定した中で検討しております。

その内容は、先ほどおっしゃっていただきました廃食用油からのバイオディーゼル燃料、またほかに木材のチップ化や竹等を燃焼し温水をつくり利用する木質バイオマス、また、竹炭による水質浄化、土壌改良等でございます。

しかし、バイオディーゼル燃料以外は導入経費や利用先などで導入が非常に難しいものであり、現在に至っております。

議員ご提言の積極的な新エネルギーによる電力の普及についてでございますが、質問事項1、公共施設、学校等にさまざまな新エネルギー発電装置を設置するについてでございます。新エネルギーについてはさまざまなものがあり、太陽光、水力、風力などが維持経費も少なく代表的なものとして考えられます。中でも、最も普及している太陽光発電システムについて今回お答えをさせていただきたいと思っております。

公共施設、学校での太陽光発電は、日照や建物の耐用年数、またソーラーパネルのさらなる進歩、また売電の単価の動向、電力会社の問題等、状況は不安定でございますが、検討する価値は十分あると考えます。国や町の予算の範囲内において、また全国的な状況を把握していき、適切な時期を見極めて設置をしていきたいと考えております。さらに、この取り組みは子供たちの環境教育に寄与できる大きな取り組みになると考えております。

また、質問2、災害時に避難場所となる施設には、町の責任で新エネルギー発電装置を取りつけ災害時に備えるということにつきましては、公共施設が災害の避難所になっている場合が多いため、新エネルギー発電装置を導入する場合、公共施設の中でも避難所を優先的に設置することとしたいと考えております。

次に、質問事項3、個人が設置する場合、国だけでなく町も独自の助成をするについてでございますが、個人のソーラーパネル設置については、国は補助をしているものの県の補助はございません。国以外にその装置を助成している千葉県内の市も16市にとどまり、助成している町は残念ながらございません。今後、個人のソーラーパネルの設置への町の補助については、原発の稼働状況に伴う国の補助金のアップ、また現在交付されていない千葉県の補助や、より性能のいい安価なパネルの開発等全国的な状況を把握していき、適切な時期を見

きわめて判断したいと考えております。

新エネルギーへの取り組みについては、発電、送電の分離や、また原発の状況など変化の大きい時期であるために、国の動向を注視し、導入の時期を見きわめたいと判断しております。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 野中議員さん、残り10分です。

1 番野中議員さん。

○1 番（野中眞弓君） 適切な時期というのはきのうの国会の答弁も似たような言葉があったと思うんですけども、いつごろを見込んでいるんでしょうか。本当にただのお日さま、ただの風、ただの水を有効な電力にするには高いお金がかかるんですね。そのところを、やはり子供たちに安全な地球をとという立場から、できるだけ早い時期にやっていただきたいと思います。

それと、避難場所の件なんですけれども、公共施設は今大きな学校とか公民館とかそういうものが中心なんですけれども、身近なところということを考えると、最近随分建てかえたその区の集会所とか公民館とかありますけれども、そういうようなところも区民にとっては一つの大きなよりどころになるところなので、そういうところに設置させてもらうと売電量が大きいんですね。ほとんど使わない、昼間使う日にちというのは一月に何回もありませんから、あとは全部売電できるわけです。いざというときには電力として使えるんだけれども、そうでないときには町の収入にということも考えられるので、なるべく早い時期を適切な時期だと考えていただきたいと思います。

それと、本当に個人への助成なんですけれども、道楽と考えると、やっぱりしんどい負担がありますよね。私の友人が東京の世田谷に住んでいて、都が出して国が出して区が出すと。何キロワット設置したかわかりませんが、300万の見積もりだったのが補助金が大体100万円できたと。じゃ大多喜町でどうかというと、私もちょこっと清水の舞台から飛びおりまして設置しました。そうしたら、個人負担が200万円になるようになんですけども、予算は225万円弱ぐらいで25万円だけ出たんですけれども、設置の発電量が違うと思うんです。そういう点で、やはり住むところによって、本当は強い太陽の光があるこちらのほうが有効なのに、それが阻まれるというのは返す返すも残念だと思うんです。できるだけ早く実施していただきたいと思います。答弁は要りません。

その次なんです、学校教育についてです。

本年度より、先ほども教育長からお話がありましたが、小学校では新しい指導要領による教育が実施されています。2007年だかの中教審の答申以来、かなりの物議をかもしているわけですが、これからの小中学校教育はどうなるのか心配な保護者や識者、住民は少なくありません。

それで、次のことについて伺います。

まず1つ目は、指導要領はほぼ10年ごとに改訂されているわけですが、7回目のこの指導要領の特徴とその目的。

2つ目として、子供や教員へどのような影響が考えられるのか。町として、あるいは町教育委員会としてどのように対応するのかということ。

3つ目として、いろいろな点で、私たち日本人として生きるには憲法で国民こそが主権者であるということをうたい、いろいろな権利を憲法は保障していますけれども、余りにも知らな過ぎるし、ある意味では憲法が政党間の政治の手段に使われている可能性も現実としてはあるわけで、生徒に真つ当な憲法教育をするという、真つ当な日本人を育てるのに必要なことだと思いますけれども、大多喜町ではどのようにして取り組まれるのか伺いたいと思います。

○議長（正木 武君） 質問の途中ですが、1番野中議員に申し上げます。

持ち時間が2時55分までですので、速やかに通告されました質問を終えられるようお願いいたします。これで最後になると思います。

教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 前段の質問にお答えさせていただきます。

まず、新学習指導要領の目的と特徴についてということでございます。

初めに、学習指導要領とは、全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や内容などを文部科学省が定めたもので、教科書や学校での指導内容のもととなるものでございます。新学習指導要領は今年度より小学校で改訂され、平成24年度からは中学校で改訂となり完全実施となります。この改訂の背景には、急速に社会が変化する中、次世代を担う子供たちには幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて判断することや、他者と切磋琢磨しつつ異なる文化や歴史を持つ人々との共存を図ることなど、変化に対応する能力や資質が一層求められております。

改訂前の学習指導要領では、生きる力をはぐくむことを理念としていましたが、新学習指導要領では、子供たちの生きる力である知・徳・体のバランスのとれた力を言語活動と体験

活動によってより一層はぐくむことを目指しております。

今回の指導要領では、小学校低学年の授業数が週23時間から24時間でありましたところを2時間ふやしております。小学校高学年につきましては、26から27時間であったところに1時間増加しております。また、中学校では週28時間だった授業時間を1時間増加して、総合や選択科目の時間を減らして主要5教科の授業時間を実質10%増加しております。なお、授業時数の増加は詰め込み教育への転換ではなく、各教科等において充実した指導事項の学習、つまずきやすい内容の確実な習得を図るための繰り返し学習、知識・技術を活用する学習などを充実するために行うものでございます。

2項目めのご質問として、子供や教員への影響ということでございます。

学習指導要領の改訂は、平成21年度から移行期間を経て段階的に移行されましたので、学校現場ではスムーズな対応ができたと考えております。また、総合的な学習時間を主要教科に切りかえるなどの変更がありましたが、授業時数の増加につきましても週1時間から2時間程度でございまして、子供たちや教員への影響は環境的には少なかったと考えております。

主要科目の授業時間が増加したことで、つまずきやすい学習内容を繰り返し練習したり、体験学習や実験観察を多く取り入れやすくなり、知識や体験、観察の積み重ねが確実な学力となって身につき、次の学習の意欲となっております。

3項目めのご質問として、町としての対応はどうかということでございます。

今回の改訂で、理科の学習を各学年で追加された内容がありますので、町としましては文部科学省の理科教育設備整備等補助金を活用しまして、理科備品の充実に努めさせていただきました。実質的には、小学校5校、中学校2校で500万円強の備品を整備してもらいました。

また、今年度より小学校5・6年生で英会話授業が開始され、あいさつや買い物、子供の遊びなどの日常身近なコミュニケーションの場面を設定して、外国語を聞いたり話したりする授業が行われております。担任の先生が授業を行います、小学校の先生でございますので外国語に非常にふなれなことが多く、また外国人講師としてALTという外国の方を雇っているんですが、全部7校をとっても1人で回り切れませんで、外国語講師として地域の人材をこれから登用させていただいて、9月ないし10月から授業を補助してもらうことを計画しております。

特別支援では、学校全体の支援体制を整備するとともに、町の臨時職員として小学校3校へ1人ずつ、合計3名の支援員を派遣して、一人一人の児童生徒の障害の状況などに応じた

指導やその方法について内容の工夫に努めております。

続きまして、憲法学習ということでございますが、お話が大きいので教育長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（正木 武君） 教育長。

○教育長（石井信代君） それでは、私のほうから義務教育における憲法学習についてのお答えをさせていただきます。

憲法に関する学習は、小学校におきましては6年生で我が国の政治の働きについて、国民生活には地方公共団体、国の政治の働きが反映していることや、日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務、こういう国家や国民生活の基本を定めているということを調査したり、資料を活用したりして調べ、国民主権と関連づけて、政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること。また、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいているということを学習します。

それから、中学校においても、歴史の分野で2学年で、現代の日本と世界で我が国の民主化と再建の過程、あるいは国際社会への復帰などを通して第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ、世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解することをねらいとして新たな日本国憲法の制定に触れ、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義について学習します。

また、公民の分野では、3年生で、人間の尊重と日本国憲法の基本的原則の項目で人間の尊重についての考え方を基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むには法に基づいて社会が成り立っていることの意義について学習します。

また、最後に民主政治と政治参加という分野では、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用のあり方について理解を深めていき、単元を通して日常の具体的な事例を取り上げながら日本国憲法の基本的な考え方を学習しています。

そうということで、特に大多喜町としての憲法学習を別にやっているということとはございません。このとおりでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 野中議員に申し上げます。質問の持ち時間が経過しましたので、質問を終えられるようお願いします。

○1番（野中眞弓君） この件についてはまた別の機会によろしくお願いいたします。ありがとうございました。

以上で終わります。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（正木 武君） 次に、7番吉野僖一議員の一般質問を行います。

吉野議員は一問一答方式です。

7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 時間が大分追っておりますので、皆さん防災ということで質問が重複しておりますので、簡単にやりたいと思います。

本町では、大多喜町新総合計画・みんなでつくるよろこびのまち大多喜新世紀計画「城と緑とやさしさに彩られた生命輝くよろこびのまち」を目指して、本年度から進める新第3次実施計画、平成23年度から平成27年度を策定し取り組むこととしています。

この資料の中から、今回の一般質問として、第5章「定住と交流を育むおおたき」の中から、1 情報通信網の整備について、2 消防・防災体制の充実について質問をいたします。

情報通信網の整備については、防災行政無線戸別受信機管理規則から、固定系親局が1局、子局が22局、中継局が1局となっていますが、設置場所の関係から難聴地区が見受けられ、今後見直しが必要かと思います。

しかし、その整備については子局1か所に約300万円かかるとのことであり、町の財政負担を判断しますと難しい面もあろうかと思いますが、現在資料によりますと総元地区が小谷松ゆうあい館、総元小学校、久我原青年館の3か所に設置されているわけですが、三又、黒原の一部が聞こえづらい箇所があります。また、西畑地区でも川畑、押沼、笛倉、小内、平塚、百鉢地区は旧宇筒原分校と西畑小学校に子局がありますが、高い山や樹木の影響で聞こえにくいとの意見があり、固定系子局の設置の見直しが必要と判断されますが、町の見解と対応を伺いたい。

さらに、町内の各家庭や事業所等においてもいまだ戸別受信機が設置されていないところが見受けられ、以前にも一度質問で町の対応を伺ったところですが、町民の防災対策として非常に大きな役割を果たすこの設備については、全戸、全事業所に非常時の情報を伝達する手段として不可欠なものであり、ぜひとも整備に向けて取り組むべきと判断いたしますが、いま一度町の見解と対応について伺いたい。

ちなみに、行政無線の管理規則第2条戸別受信機は、次に該当するもの（利用者という）に1台貸与するものとなっています。（1）大多喜町に居住し住民基本台帳に登録されている世帯の世帯主、（2）その他町長が必要と認めた施設及び組織の代表者。前項の規定により戸別受信機の貸与を受けようとする者は町長に戸別受信機利用申込書を提出して承認を得なければならないとあります。

町内の中でも外部スピーカーから聞き取りづらい位置にある老川の房総産業さん、平塚の中野金属さん、森宮の平林物産さん、神保電器さん、三又のニューエイジさんなどは難聴地区のため、社員も町の広報、情報を聞きたいのが現実のようです。それで、一応町長さんにお伺いします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 先に答弁させていただきます。

情報通信網の整備の一環としましての防災行政無線の設置についてのご質問でございます。

本来、防災行政無線は屋外子局によりまして情報伝達を行うことが基本でございます。本町の地形等を考慮しますと、すべてがこの屋外子局で賄うことはなかなか難しい面がございます。戸別受信機を併用した情報伝達で行っているところでございます。

しかし、今吉野議員さんがおっしゃったように、一部の地域から屋外子局の設置の要望があるようでございますので、先ほども小高議員の質問にもお答えしましたがけれども、子局周辺の住民のご理解をいただければ設置につきましては可能と考えております。また、現在戸別受信機の設置につきまして、町内の企業、あるいは今行政防災無線の管理規程をお読みいただきましたけれども、その中で各戸1台というふうになっております。それが要望によりまして2世帯住宅みたいな形で2台目も欲しいというような設置要望もございますので、ただいまそれをどういうふうな形で設置を行うか検討しております。それを23年中には基本的な対処方法、企業に対してはどうするか、1戸の家の2台目についてはどういうふうにするかというようなことははっきり方針を決めて、改めて議員の皆様にはご報告をさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 去る2月21日、ちょっと私入院中で消防委員会の役員会がありまして、消防委員の中で検討したことが資料がありまして、その中に「本規則中戸別受信機の貸与について定めている第2条に次の2項を加える。前号の世帯主と同一の世帯主に対し該当世帯

主と居住する」今説明あったことですね。「消防団員が2人以上勤務している消防団、協力事業所表示制度の交付を受けた証明事業所の事業主」とあります。

それで、一応トップダウンで、町長判断で、これは今皆さんきょう質問したとおり、防災に関してすごく重要な、たまたまそういう災害があったということで非常に関心を持っておるので、また消防団の減少ということもあって、各企業に勤めている皆さんにも協働のまちづくりということでそういう情報が、やはり自分の勤めている会社に、自分の住んでいる近所とか自分の家が火災になっても情報が入らないと非常に困るようなあれをすごく心配しているということで、町の動きもなかなかつかめないということで、できれば企業にも率先して早く無償で取りつけてやって、なおかつ、また何かあったときには企業の協力を得られるように、協働のまちづくりということで町長さんにその辺の判断を願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 防災行政無線につきましては、今回の東日本大震災によりまして非常に皆さんも関心が高くなっているところでございます。そこで、本町もこの23年度で、いろいろ今までもご質問をいただいておりますので、23年度中に、今課長からも答弁がありましたように、いろいろなケースが考えられます。それらのものをいろいろと考えた中で検討を加えて、23年度中には結論を出したいと思っています。できるだけ皆さんに納得いくような形になれるような、そんな結論が導き出せればと思っています。23年度中にはある程度めどをつけたいと思っています。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） その中に、やはり企業への設置に関しては初期投資のみ町負担として、その後は無償譲渡できるようにということであってありますので、その辺は善処していただきたいと思います。1の質問はそれで終わります。

2、消防、防災体制の充実について。

消防、防災体制の充実については、大多喜町地域防災計画で詳細な計画を定め取り組んでいくこととなっておりますが、計画に沿った整備や、町民や事業所と行政が一緒になって着実に訓練を実施していくことが重要であると判断しております。その中で、すべての町民が災害情報について正しく理解しておくことが重要と考えます。そこで、直接住民に伝え行動に移さなければならない次の点について、日ごろから周知しておくことが重要であります、町の見解を伺います。

①避難勧告と避難指示の違いについて。

災害時に町長が町民に対して避難勧告と避難指示を発令場合があります。これらの違いをあらかじめ理解しておくことがみずからの身を守ることにつながりますし、みずからの判断で早目に避難することも重要です。根拠となる法律は、避難勧告を規定している法律は災害対策基本法です。また、避難指示を規定している法律は災害対策基本法のほか水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法です。例えば、河川の洪水が切迫している場合の避難指示は水防法に基づき発令することになります。

②警戒区域の設定について。

立ち入り制限、立入禁止及び退去命令について。町長や警察官、消防職員、消防団員が危険な地域を警戒区域として設定し、その区域への立ち入りを制限し、立ち入りを禁止したり、またはその区域から退去命令をする場合があります。これらの立ち入り制限や禁止、退去命令に従わなかった方には罰則の規定が設けられています。

避難準備情報について。避難準備情報は法令による根拠がなく、町の防災計画で定めているものです。この情報を発表した場合は避難の準備を始める。なお、この情報により災害時要援護者の方々は避難を開始したり、災害時要援護者の家族や近隣、支援者の方々の避難のための支援行動を始めたりするものです。これは先ほど野中さんがよく言ったやつですね。だから、中野でいきますと中野新町区、各組がありますね。それで一応対応できるんじゃないかと思いますので、その辺も町のほうから指導を願えればと思います。

これらのことを含め、災害時の対応を広報紙やチラシ等でやさしく説明したり、また千葉県防災ポータルサイトのインターネットの有効利用と活用など、日ごろから充分町民に周知することが必要であるが、町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 消防防災体制の充実についての災害情報の伝達の重要性のご質問でございます。吉野議員さん、よくお調べいただきまして、ご質問の中にいろいろと説明をいただいております。そのとおりでございます。基本的な考え方をお答えしますと、災害発生時において、災害が発生するおそれがある場合に避難勧告等を発令しますが、地域住民の方には避難勧告等の要望の意味が理解しづらく、対応に戸惑うこともあろうかと思っております。今後、適宜用語の解説等を広報紙等に掲載してご理解いただけるよう努めてまいりたいと思っております。

こういうことが、今回の一般質問のことが広報に載ることによって、またそういう用語の

説明にも一層教訓にはなるのかなと思います。ご質問いただいたことを感謝申し上げます。

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） きょうは監査委員の八代さんが来ていないんですが、八代さんが大多喜区の区長をやっているときに、やはり大雨でもって田丁の町営住宅、あそこは新住民がいっぱいいるということで、避難指示とか勧告みたいなことを区長さんとして指示したらしいんですけれども避難しなくて、結局駐車場にとめてあった車が水没したとか、そういうことで、やはりふだんからの訓練をしてないと、それも難しく防災計画はこんなに分厚いので一般町民にはわからないので、その中でこういう「我が家の防災メモ」ということで、大多喜町のホームページに出ているんですね。連絡先とか血液型とかいろいろ出ていますし、さっき言った公衆電話のことは、やはり今携帯電話でも災害用伝言板ということと災害用伝言ダイヤルの171とか出ていますので、できれば携帯電話はほとんど今持っていると思うので、これで対応できるかなと思うので、その辺また、これを広報にできれば入れてもらって、簡単な避難場所とか、そういうこともお願いできればなと思います。よろしくお願いします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 今見ていただいたのはわが家の防災メモの永久保存版のものです。確か4,000部くらいつくってあって各家庭に配ってあると思いますが、吉野議員さんがおっしゃっていただきましたが、新しく大多喜町に入ってきた方につきましてはいろんな情報がわかりませんので、そういう方には増刷しまして配れればと思います。そういうかたちでいろんな面で地域の皆さんに親切にしたいと思います。

防災計画の中で今年は大多喜地区が防災訓練の順番ですので大多喜地区では水害が主なのでそういう話も含めて伝達していきたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 7 番吉野議員。

○7 番（吉野僖一君） すみません早口で。以上で終わります。よろしく対応願いたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（正木 武君） 以上で通告のあった5名の議員の一般質問はすべて終了しました。

これで一般質問を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

（午後 3時17分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時28分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第7、議案第1号 大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、7ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま議案となりました議案第1号 大多喜町税条例の一部を改正することについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成23年4月27日、法律第30号をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることにかんがみ、現行制度をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について改正するものであります。

それでは、大多喜町税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。

附則第22条は、雑損控除等の特例ということで、住宅や家財の損失に係る雑損控除につきまして納税者及び本人と生計を同一にする配偶者、その他の親族で、平成23年度において住民税での適用を可能とすること。繰り越し可能期間を2年延長して5年にするというものであり、また、被災事業用資産の損失をして22年分所得の計算上被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とし、被災事業用資産の損失による純損失について繰り越し可能期間を5年とするもの等であります。

附則第23条につきましては、住宅借入金等特別控除の適用期限の特例であり、住宅ローン控除の適用住宅が大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とするもの及び財形住宅年金貯蓄の非課税等につきまして定めたものであります。

附則第24条につきましては、固定資産税において津波により被害を受けた土地・家屋についての23年度分の課税免除、同震災により滅失・損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を被災後10年度分については当該土地を住宅用地とみなすなどの特例の適用を受けようとするもの、被災代替住宅用地取得の特例、被災代替家屋の特例等について定めたものであり

ます。

本条例は、公布の日から施行することとし、ただし、附則に3条を加える改正規定、これは平成24年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑は終わります。

本案について討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第8、議案第2号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） それでは、11ページをお開きください。

ただいま議案となりました議案第2号 大多喜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法の規定に基づき制定されました政令に伴う改正に加えまして、国民健康保険税の医療分に係る税率を必要最小限引き上げ、大多喜町国民健康保険税条例の一部を改

正するものでございます。

主な改正点は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額の引き上げ、医療分の所得割税率の税率を改めるものであります。

次に、改正内容についてご説明いたします。

大多喜町国民健康保険税条例（昭和30年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項は基礎課税額の規定であります、地方税法等の一部改正により、この限度額を1万円引き上げて51万円に改正するものであります。

第3項は後期高齢者支援金等課税額の規定ですが、地方税法の一部改正によりこの限度額を1万円引き上げて、14万円に改めるものであります。

第4項は介護納付金課税額の規定であります、この限度額を2万円引き上げて12万円にするものであります。

第3条は国民健康保険の被保険者に係る所得割の規定で、第1項の基礎課税額医療分の所得割額の税率を0.4%引き上げ、100分の6.3に改めるものであります。

第23条は国民健康保険税の減額の規定であります、第2条の規定と同様に基礎課税額の減額後の課税限度額を1万円引き上げ51万円とし、後期高齢者支援金等課税額の減額後の課税限度額を1万円引き上げ14万円、介護納付金課税額の減額後の課税限度額を2万円引き上げ12万円とするものであります。

本改正条例の施行期日は、附則第1項により公布の日から施行し、附則第2項は、改正後の大多喜町国民健康保険税条例の規定は平成23年度以後の国民健康保険税について適用し、平成22年までの国民健康保険税については従前の例によることを明らかにするための経過措置を設けたものであります。

以上申し上げましたが、今回の税率改正は景気低迷による被保険者の所得の落ち込み、国・県の調整交付金の減少、医療費の増が見込まれる等により国保会計が財源不足とならぬよう、やむを得ず税率を引き上げるものであります。

税率の改正に当たりましては、医療分の所得割について改正することといたしました。この改正によりまして、本年度の税収見込額は3億3万1,485円となり、前年度よりも358万4,719円の増額となります。加入者1人当たりの税負担は、平成22年度と比較いたしまして3,462円、率にして約4%の増額となり、また、1世帯当たりで言いますと4,890円、率にして約3%の増額となります。

国民健康保険税の賦課割合は担税力に応じて課税いたします所得割額、資産割額の応能割、

国民健康保険事業による受益を勘案して課税いたします均等割額、平等割額の応益割が50対50が標準割合とされていますが低所得者層に配慮し55対45程度といたしました。

以上で提案理由及び改正内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 22年度、昨年度の国保会計の残金の額と、それからそれをどういうふうに振り分けたのか、改めてお伺いいたします。

2 点目は、保険税の引き上げ額としては700何ぼでよろしいかどうか、724万円ほどと考えてよろしいのかどうか。

（「はい」の声あり）

○1 番（野中眞弓君） ではすみません。前の1 点だけお願いします。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 繰越金ですが、5 月に締めまして約6,400万円繰越金が出ております。そのうちの4,000万円を国保会計のほうに繰り入れいたします。それから、町のほうから3,000万円法定外を入れていただきまして、それでなおかつ足りない700万円を、税率を改正させて住民のご負担をお願いしたいということになります。

以上です。

○議長（正木 武君） 1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） そうすると、6,400万円余ったうちの4,000万円が繰り越しとして行って、残りの2,400万円が基金積み立てということですね。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 2,400万円につきましては、基金は年度末じゃないと入れられませんので、一応運用資金として活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 運用資金というのはどういうことでしょうか。

○議長（正木 武君） 税務住民課長。

○税務住民課長（関 晴夫君） 運用資金といいますのは、医療費が年々上昇してまいります。

また、医療費の突発的な支出も考えられますので、昨年度も繰越金が3,800万円ほどありましたが、それもすべて充当しております。また、基金も1,300万円入れておりますので、ですから繰越金が6,400万円出たと先ほど申し上げましたけれども、その内訳を精査してみますと、繰越金と基金の取り崩しで約5,000万円ありますので、実質的な22年度の繰り越しというのは1,000万円ということになります。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論省略に異議がありますので、これから討論を行います。

初めに、本案に反対者の発言を許します。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 国民健康保険税の引き上げが提案されました。上限が4万円値上がりします。所得割が0.4%値上がりします。その分の合計額で、昨年度より総額で言うと724万円の値上げになります。所得全体が減っている中で、こういう公共料金的な国民健康保険税引き上げというのは厳しいものがあります。

財源がないかといいますと、考え方一つだと思うんです。今去年の残金6,400万円のうち運用資金として予備費というか、2,400万円充てていくわけですがけれども、こういう余裕がまだあるわけです。国保に限らず特別会計は基本的には単年度決算のわけです。そういう面で、前年度の残金については保険税の引き上げ回避に充てるというのは、今の時世柄だからこそ必要なことだと思います。それでも足りないというのであれば、私は上限の改正、比較的担税力のある階層に、申しわけないけれども負担を若干ふやしてもらうというのは納得できないわけではないのですが、審議会でもいただいた資料を見ますと、2割軽減、軽減措置を受ける階層ですら値上げしている。そのところについてはやはり認めがたいというふうに思います。そういう理由で、私は今回の税率改正については反対いたします。

以上です。

○議長（正木 武君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） 私は、この本案につきまして賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

先ほど課長のほうからお話がありましたけれども、国保の運営委員会の中で町のほうにも答申を原案どおりしている経緯がありますので、その意味も含めまして賛成討論をさせていただきたいと思います。

今回の値上げでありますけれども、私もそれはできれば上げたくないという思いでいっぱいあります。しかし、この国保は特別会計ということでありまして、対象世帯が1,943世帯、対象人数が3,555人の中でやっている会計であります。そういう中で、飯島町長になりましてから去年、ことしと法定外の繰り入れをしていただいております中で、なおかつまた引き上げというようなことになったわけでありまして、今回の3月の予算で承認をいただきました。それに基づきまして今回税率を算定したというような話だと思います。そして、何よりも医療費は毎年上がっています。ちょっと計算しても年間、年によって変動はあるんですけれども2,000万円以上のお金が毎年、総額の療養費としてふえているというような現状があります。

今回の予算を見てもおわかりのように、22年度の実績と今度立てた予算とはほぼ同じということは、今年度23年度も相当足らなくなる、見込みよりも相当ふえるだろうという意味から言いますとぎりぎり、これを上げてぎりぎりなのかなという思いがあります。そういう意味からいえば、これはある程度やむを得ないというふうに考えますし、上限の世帯はやっぱり減っているんですね。対象世帯も減っているし、逆に言えば所得の多い世帯も減っている。こういう中での話ですからますます厳しくなるというようなことでありまして、予算のときにも申し上げましたけれども、国の制度をもう少ししっかりしてもらいたいという思いがあります。そういうことで、今回はやむを得ないというように考えております。

そして、もう一つ言わせていただければ、野中議員も常に言っているように、予防にと、医療費を何とか抑えたいという意味から言えば、健康福祉課のほうでさらに受診率のアップ等について、いつも言われることでありますけれども、できるだけ予防に力を入れるような、ほかの面での対処をしていただければという思い。

そしてもう一つ、国保の運営委員会の中でも出たんですけれども、我々前に川上村に視察に行きました。長野県は医療費が非常に安いということで、川上村もたしか長野県のトップ

のほうだったと思います国保税が安いというのが。そこは何かというと、一つは余り表に出てこないんですけれども、生産人口、若い人がいっぱいいる、分母が多いんですね。医療費がかからないというのもあるけれども、分母が非常に多い。我が町は国保はどんどん、弱者とは言いませんけれども、非常に自営業者が疲弊をしている。ますますどんどん少なくなると、さらにまた上がっていく。こういう面からも、国保だけの問題ではなしに町を挙げて、その辺もひとつしっかりと取り組んでほしいという意味があります。

そういうことで、国保税もまた逆に言えばある程度少しでも楽になるような方向に進むのかなという思いがありますので、その辺は今回の賛成という意味はありますけれども、ぜひそちらのほうにも力を入れて行ってほしいと。今言ったような理由で、今回はやむを得ないのではないかと思いますので、賛成をしたいと思います。

以上であります。

○議長（正木 武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（正木 武君） 挙手多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第9、議案第3号 西畑小学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 議案第3号の提案理由の説明をさせていただきます。

西畑小学校の屋内運動場につきましては、耐震診断の結果 I S 値が0.03と診断され、大規模な地震による振動及び衝撃に対し、倒壊または崩壊する危険性が高いという診断を受けた

建物でございます。既存の屋内運動場を解体して、十分な耐震性を備えた屋内運動場を建設しようとするものでございます。

この工事につきましては、指名競争入札として12社を選択し、去る5月25日に入札を執行しました。指名した業者のうち6社から辞退届が提出され、残り6社による入札の結果、大成建設株式会社が落札し、5月27日に仮契約を締結しましたので、本契約を締結するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案の13ページをお開きください。

西畑小学校屋内運動場改築工事について次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 契約の目的、西畑小学校屋内運動場改築工事。

2 契約の方法、指名競争入札。

3 契約金額、2億2,575万円。

4 契約の相手方、千葉県千葉市中央区新町1000番地、大成建設株式会社千葉支店、執行役員支店長、近内滋。

5 工期、議会の議決の日から平成24年2月29日まで。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第10、議案第4号 大多喜町役場庁舎耐震補強増改築工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 議案のつづり15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 大多喜町役場庁舎耐震補強増改築工事請負契約の変更について、本文に入る前に提案理由のご説明を申し上げます。

本契約につきましては、去る平成22年9月22日に議決をいただき工事に入らせていただきましたが、当初の設計でかなり厳しく抑えたことにより、周辺の防火対策の関係で建物上部の外周のサッシ部分をスチール部分に変更、上部の遮光の関係でのトップライト形状の変更、増築棟と改築棟の連絡通路両わきの擁壁の強度の関係からの構造変更、災害時の停電対策等での発電機対応及びインターホンの増設等電気設備工事の変更が主な理由でございます。

契約額の変更につきましては、請負比率に変更設計額を掛けまして請負変更額を算出しております。なお、工期等については変更ございません。

それでは、本文に入らせていただきます。

議案第4号 大多喜町役場庁舎耐震補強増改築工事請負契約の変更について。

平成22年9月22日に議決された「大多喜町役場庁舎耐震補強増改築工事請負契約」の一部を次のとおり変更する。議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

項目、変更前、変更後というふうな形で読ませていただきます。

契約の目的、大多喜役場庁舎耐震補強増改築工事。契約の目的については変更はございません。

契約の方法、指名競争入札。これにつきましても変更ございません。

契約の金額、変更前6億1,530万31円、変更後6億3,574万4,550円でございます。増額の2,044万4,519円の差額でございます。

契約の相手方、千葉県千葉市中央区新町1000番地、大成建設株式会社千葉支社支店長、近

内滋。ここのところの執行役員というふうには相手方の職名が変わっております。

工期につきましては、議会の議決の日から平成24年3月10日まで。これにつきましては変更ございません。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番 苅込議員。

○5 番（苅込孝次君） 昨年、6 億1,530万円で指名競争としてこれでやります、じゃお任せしますということで契約したわけなんです、その後構造変更とか何かというのは町のほうから申し出て変更したものです。こういうふうに指名競争入札をやってやります任せますということでやったのに、その後約2,000万円を超える額を簡単に変更だけでいいものかどうか、あるいは改めて指名競争をしたほうが、あるいはこの額より下がる可能性もあるんですが、この構造変更というのは行政のほうから申し出たんでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今回の額の変更なんです、まず1点は、この増築庁舎につきましては、とりあえず平屋という考え方の中で設計審査が通ってきました。建屋のどちらかといいますと今の後ろのプレハブ庁舎の一番向こう側の角のところなんです、実はこれがどうも設計のほうでこれはちょっと問題があるということで、サッシのものを壁に直せということで、強度の問題もありまして、そこがまず設計申請の段階では確認申請は通ったんですが、その後に設計の変更が迫られたということでございます。

それから、もう1点は、ここのエレベーターのところなんです、最初は出来合いのL型壁で置く形で設計がされたんですが、どうも場所的に難しいということ、それから工期に間に合わないということで、現場打ちに切りかえたということでございます。

あともう1点は、先ほど申しましたけれども、東日本大震災におきまして震災のときの対応というのを見たときに、この増築庁舎につきまして消火栓というのは必要ないんですね。ですから、誘導灯とかそういうものは必要ですけども、消火栓というものが実はこの建物には基準法の中でも必要ないということであったので、たまたま、できれば災害時に停電というものを考えたときに、やはり緊急に最低でも必要な電気は確保しようということの中で、いわゆるキュービクル、変電所の中を一部変更していただきまして、そこは災害時に

は発電機対応で、主要な部分だけは電気を生かそうと、停電があってもその発電機で対応しようということの中で、これは私どものほうで震災後の考え方の中で出したところでございます。これが大体ほとんど主要なものでございます。あとは軽微なものでございますが、それが大きな変更点でございます。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

8 番志関議員。

○8 番（志関武良夫君） たびたび何回となく設計の見直しを建設委員会の中でもやりまして、私も建設委員の一人でございますけれども、その中で議員の皆さんの意見を聞きながら進めてきたんですね。それで、今になって変更をするということについては非常に私は入札によって金額を提示しながら了解を得ておいて、今になってまた変更ということについては非常に何か納得のできない部分もあるんですが、そういうふうにやらずにやらない、2,000 万円近くも金額において出るということについては非常に納得できないところがあるんですよ。

私どももやはり今まで何回となく頭で知恵を絞っていろいろな面で何回も検討してきたわけですね。それで安全性とかそういうものも、十分これで対応できるということで始めた事業なんですね。それを今になってこれだけの金額の変更届をするということについては、ちょっと私どもは納得できないんですけれどもね。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、ただいま説明いたしましたけれども、まず先ほど言いましたように後ろの角の壁につきましては、これは県のほうの建築確認申請の中で当然確認申請が1 階という考え方の中で許可がおりたということで、これは千葉学設計事務所のほうもそれで当初はおりていますから、それで入札をかけたということでございます。

ところが、県の建築確認申請のほうから、これについては2 階という考え方、一部2 階がございまして、2 階という考え方になるとそこはどうしてもサッシじゃなくて壁に直してもらいたいということで、これは法律というか建築基準法の中で必要だということでの変更が余儀なくされたということで、これは確かに業者ということではありませんが、あくまでも県の建築基準法の中で照らし合わせて、再度審査をしたらそうであるということでございます。

あともう1 点のエレベーターのところにつきましては、当初金額が8 億2,000 万円という数字まで上っていました。それでこの予算ではとてもできないということで縮めていただき

まして、7億8,000万円ぐらいまで縮んできたんですね。ところが、これ以上は縮まりませんという中で、じゃどうしたら縮められるかということの中で、実はこのエレベーターのところの擁壁について4,000万円近くかかるということで、ここを何とか機械の移動等で削ろうということで、非常にそこも実は苦勞してきてもらっているところでございます。それで、7億4,000万円まで何とかこぎつけてきたところでございます。

実際に出来合いのL型壁でやろうと思ったときに、そのL型壁をつり上げる場所がどうも、越してくるので非常に難しいということで、工期がどうも間に合わないだろうという結論が出まして、実際には現場打ちというところでやっていただいたところでございます。これは余儀なく変更したということでございます。

もう1点は、先ほど言いましたように大震災の後を受けまして、やはり停電になって全庁すべてが停電になってしまうと、これはここが今度防災の拠点になりますので、少なくとも最低限電気を使えるようにしようということの中で、変電所の中に停電時に発電機を持ってきて、それにつなげれば最低限の必要な中枢の部分だけは電気が稼働できるようにしようということの中で、これは町のほうからお願いをして変更をしたというところでございます。

ただ、全体的にはやはり設計に対して83%の落札率でございますので、確かに、先ほども出しましたけれども、改めて別の形にしたほうがいいのではないかと思いますけれども、契約上あくまでも83%で落札していますので、正式な単価に見積もりまして、その数字を設計事務所が設計いたします。それから自動的に83%まで削りますので、やはりどうしても落札業者にやっていただいたほうが安いということの中であります。

ですから、法律的なものと、どうしても町としても震災対応のためということの中でのものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（正木 武君） ほかに質疑ありますか。

8 番志関議員。

○8 番（志関武良夫君） 建設のサッシのところを壁にしないと耐震の問題があるということなどで説明がありましたけれども、その点については、耐震問題についての設計ということについてはそういうものも十分考えた中での設計だったと思うんですね。だから、私は建設委員としてはそういうものを理解していますけれども、そういうものを耐震問題には十分耐えられるだけの設計で出されているんだという認識のもとで、じゃお願いしますということをやったと思うんですね。そこのところがちょっとよく、発電機の問題もありますけれども、発電機もいろいろありますね、いろいろ種類があります。庁舎の中が真っ暗になっちゃ

うと困るというような、そういうことですが、何千万円もかけて緊急の場合の発電機を設置しておくということでも、ほかの形で発電能力というものは十分補えるだけの能力機械があると思うんですね。そういうところも検討されたんでしょうか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、その壁につきましては、これは設計事務所が県の建築主事のほうに提案をして、それはそれで設計の基準としてはよろしいということの中で、当然それは許可がおりました。そういうことで入札にかかったということでございますが、その後、県の建築主事のほうから、いわゆる1階というとらえ方の中でそれは設計を見ていたんだけど、実際は2階であるというとらえ方の中で、建築主事のほうから変更の命令が来たということでございます。ですから、これはどちらにしても私のほうで対応できない問題ですが、建築士のほうから、1階ではなく2階という考え方に変わったんだということで、変更を余儀なくされたということでございます。

もう一つの発電につきましては、発電機は入れるわけではございません。2,000万円といってもすべてが2,000万円ということじゃありませんが、すべてのものを入れてそういう話なんです、例えばキュービクルの中に回路を分けて緊急時に発電機をそこに、リースしてでもいいんですけども、そこにつなぐことによって必要な回路だけ生かすという、ただ分けたということでございます。ですから、発電機をそこに入れているわけではございません。ですから、当然その時点ではリースをして動かすという形になろうかと思えます。

○議長（正木 武君） 8番志関議員。

○8番（志関武良夫君） 今、町長の答弁の中に、1階であったのと2階であったのがちょっと違っていたというような答弁なんです、最初からこれは2階建てのものなんですよ。最初から2階建てでやる計画なんですよ。2階建てのもので設計をされて我々のところに提出されたわけですよ。だから、1階だったものを変更して2階にしたわけじゃないんですよ。最初から2階建て、その中で安全性というものを確保した中で我々は許可をおろしたんですから、だから、途中で変更されたということではないんですよ。そのところがちょっと違うと思うんですけども、どうもちょっと納得できないところがあるんですけども、ここでやってもしょうがない。

○議長（正木 武君） 答えはいいんですか。

○8番（志関武良夫君） いいですよ。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 総務課長にお聞きしますけれども、町のほうから依頼した工事はどんなものがあるんでしょうか、その金額。それと、これだけまた2,000万円先の、当初の我々の議会への説明はこれでびったりやるんだと、町長初め皆さんがお約束したわけですよ。そこでここに2,000万円強のまた予算がふえる。まだでき上がった後のほかの工事代もあると思うんですよ。そこら辺の予算は大丈夫なんでしょうか。2つお聞きします。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 全体で2,044万4,000円何がしというふうなことでご説明申し上げましたけれども、今、野村議員さんがおっしゃられたとおり内訳をちょっと申し上げます。

（「町のほうからお願いした工事だけでいいですよ」の声あり）

○総務課長（花崎喜好君） 町のほうから依頼したのは、先ほど町長が申し上げたとおり発電機の対応につきましては、これは約300万円かかります。それと、電気の、宿直室があるんですが、宿直室のわきにインターホンの設置を要望しました。これは約100万円ぐらいですね。あとは、設計上、先ほど志関議員からもおっしゃっていただいたサッシの変更につきましては、後でごらんになっていただければわかると思いますが、上部のところがちょっと色が変わっているんですよ。上部の50センチぐらいのところですかね、そこが今まではサッシだったんですが、それが防火上、要するに向こうに島野さんという家があるんですが、あそこの島野さんの家に防火上、類焼するおそれがあるというふうなことで、上だけはサッシだと火が出てしまうのでスチールにしろというふうなことで、それが190万円ほどかかっています。あと、さっき言った擁壁が500万円ほどかかっています。変更になっています。その諸経費で約350万円ぐらいかかっていますので、何だかんだすると2,000万円近くなってしまいます。そんなような状況でございます。

以上です。

（「予算は大丈夫なの」の声あり）

○総務課長（花崎喜好君） 予算につきましては大丈夫でございます。また、ここで次はもうないのかというふうなこともあろうかと思いますが、向こうの建物、増築建物のほうにつきましてはこの変更ですべて終わりにします。業者のほうにもお願いをしてこれで終わりにします。こちらについては、まだ実際これから、およそ9月から工事に入る予定ですが、壊してみないとわからないというところもございますので、多少変更になる可能性はあります。それだけご了解いただきたいと思います。それにつきましては、まだ基金のほうも6,000

万円ほど残っていますので、それを充当させていただいて一般財源を使わないように、またできれば基金を残して管理費に充てられるように努力はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） よくわかりました。

ここで町長、藤平議員がLEDのことで一般質問をやったと思うんですよ。それで、私今ちょっと思ったことは、町が要望したことは予算に上げていくと。藤平議員がせっかくどこから勉強してきて一般質問やったのは門前払いみたいなことがあった、やはりそこら辺の整合性といったらおかしいですけども、どうお考えですか。

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） そのとき答弁させてもらったのは、確かに非常に金額が高いということだったんですが、もう少し大量生産してくるとかなり値段が下がるであろうという話で、たしか答弁したと思うんですが、これも恐らく今だんだんLEDにつきましては普及し始めておりますので、単価がやはり下がっていると思いますので、当然大きな変更をしなくても取りかえられるということもございますので、その辺でまた時期を見てしたいと思います。できるだけ単価が下がったほうがいいかなと思っています。

もう一つは、LEDにつきましては、どちらかといいますと範囲がちょっと限定的なところがありまして、事務をやる場合に若干やりづらいいかなというところがあります。ただ、その辺もいろいろなところから研究しまして、それでできるような形にはしたいと思いますが。特にこの庁舎につきましては、先ほど上の光を入れる部分についても若干、余り直射日光が入り過ぎるんじゃないかということで若干狭めたりなんかしたんですが、そういう光も相当入りますので、全体的な部屋の中としては明るいんだと思いますが、それは今後のLEDの単価の状況を見ながら進めたいと思います。

○議長（正木 武君） 11番野村議員。

○11番（野村賢一君） 確かにメディアなんかを見ますとかなり、けさのテレビなんかを見ましてもかなり安くなって、財政的にも数年後、10年後かなりの差が出ると思いますね。そんなことで、ぜひお願いしたいと思います。

今、議員3人がこの件で質問しましたがけれども、我々はあくまでも町民の代表として来ているわけですから、こういう意見も取り入れてくれればありがたいなと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第11、議案第5号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） それでは、議案第5号 平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）のご説明をいたしますので、17ページをお開きください。

平成23年度大多喜町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正第1条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,604万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億804万4,000円とするものであります。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、第2条、継続費の補正であります。継続費の変更は「第2表 継続費補正」によるところということで、21ページに第2表がございますので、こちらをごらんいただきたいと思います。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、庁舎建設事業につきましては、平成22年度、23年度の継続事業であります。平成23年度事業費を2,044万5,000円増額補正し、総額を7億1,267万6,000円とするものであります。変更内容は、先ほど議案第4号でご可決いただきました設計変更に伴うものでございます。

それでは、次に事項別明細書により歳入歳出補正予算の説明をいたしますので、24ページをお開きください。

まず、今回の補正予算であります。新年度がスタートして間もないところであり、事業等の緊急性などにより早急に予算措置が必要なものに限って編成をさせていただきました。主なものを申し上げますと、歳入では城見ヶ丘団地1区画分の財産収入でございます。歳出では、機構改革に伴う人件費の減、東北地方太平洋沖地震に係る経費の増、その他町有地の有効活用のための経費の増、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の社会福祉法人に対する助成に伴う負担金の増、城見ヶ丘団地定住化補助金の増などが主な内容となっております。

初めに、歳入でございますが、款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、補正額1,250万円は、説明欄記載のとおり城見ヶ丘団地1区画の売払収入であります。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額354万4,000円は前年度繰越金であります。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

25ページをごらんください。

説明に入る前に、今回機構改革による人事異動及び定期異動に伴う人件費等の補正が数多く出てまいりますが、理由のみ述べ、節等の詳細な説明は省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

初めに、款1議会費、項1議会費、目1議会費3万2,000円の増額補正は、議員共済費の率の変更に伴うものでございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費1,106万9,000円の増額は、機構改革、定期異動に伴う職員の給料・手当・共済費の増、特別職の共済費の減等を相殺し、合計1,041万1,000円の増及び機構改革に伴う管財担当分の役務費15万8,000円の増、また、議会の附帯決議2でもご意見をいただいております東北地方太平洋沖地震に係る災害見舞金50万円の増でございます。

ただいまご説明いたしました給料につきましては、条例改正に伴う特別職2人分、79万2,000円の減額、約25%カット。機構改革及び定期異動に伴う一般職21名分、2名増ですが、757万4,000円の増であります。需用費につきましては補正が出ておりませんが、機構改革に

に伴い財政管理費に移動する財政担当の需用費 2 万円と、後ほどご説明いたします土木費から移動する管財担当分 2 万円が相殺されるため出ておりませんので、ご了承いただきたいと思います。また、役務費についても 6,000 円が相殺をされております。

次の、目 3 財政管理費 2 万 6,000 円の増額補正であります。先ほどご説明いたしました機構改革に伴い一般管理費で減額した財政担当分の事業費 2 万円、役務費 6 万円の組みかえであります。

次の、目 5 財産管理費 282 万 2,000 円の増額補正であります。内容は都市開発基金で町が所有しております外廻橋そばの正福寺に隣接する市場跡地を、今後駐車場として整備をしていくための経費及び同じく町が横山地先に所有するニットーライト工場跡地を売り払うための測量図作成委託料の増額補正でございます。これにつきましては、詳細は後ほど議会の全員協議会のほうでご説明をさせていただきます。

12 節の役務費 5 万 3,000 円の増額は、市場跡地を舗装する重機の運搬手数料であります。

13 節の委託料 14 万 7,000 円は、横山地先の測量図作成業務の委託料であります。

14 節の使用料及び賃借料の 7 万 4,000 円は、市場跡地を舗装する重機の借上料であります。

15 節工事請負費の 15 万 4,000 円は、市場跡地の駐車場に引く区画線工事であります。その工事の舗装材であるアスファルト及び軟弱地盤を改良する石灰として、16 節で原材料費 239 万 4,000 円を計上いたしました。

次の企画費については、26 ページにまがりますのでよろしくお願いいたします。

項 6 企画費 94 万 9,000 円の増額補正は、機構改革に伴う企画関係職員 6 人の給料・手当・共済費の計 12 万 6,000 円の減及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合の社会福祉法人に対する助成条例によるいすみ市山田地先の社会福祉法人あかね園施設整備に係る助成金 107 万 5,000 円を、19 節負担金補助及び交付金に計上したものであります。その助成額総額 800 万円のうち大多喜町の負担分であります。

次の項 2 徴税費、目 1 税務総務費 551 万円の増額補正は、人事異動及び職員の増員 1 名に伴う給料、手当、共済費であります。

次の、項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民台帳費の 78 万 8,000 円の減額補正についても、人事異動に伴う給料・手当・共済費の減であります。

次の、項 5 統計調査費、目 1 統計調査総務費の 1 万 1,000 円の増額補正については、共済掛金の率の変更に伴うものであります。

27 ページをごらんください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費の142万円の減額は、定期の人事異動に伴う給料、手当、共済費の減であります。同じく目 2 国民年金費の3,000円の増額は、共済掛金の率の変更に伴うものであります。

次の、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費106万円及び目 4 児童福祉施設費25万2,000円の増額補正は、定期人事異動に伴う給料・手当・共済費であります。

次に、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費278万8,000円の増額は、人事異動に伴う給料、手当、共済費の増、また保健師 1 名の産休・育休に伴う臨時職員雇用に係る共済費16万2,000円、賃金121万1,000円の増及び東北地方太平洋沖地震に係る保健師派遣 2 名の旅費15万5,000円の増額補正であります。

次の、目 3 環境衛生費335万4,000円の減額は、人事異動に伴う給料、手当、共済費であります。

28ページをお開きください。

次の、項 2 清掃費、目 1 清掃総務費266万9,000円の増額につきましても、定期人事異動に伴う給料・手当・共済費であります。

次に、款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費の24万2,000円の減額、目 1 農業総務費73万1,000円の減額は、ともに定期人事異動に伴う給料・手当・共済費であります。

目 3 の農業振興費28万3,000円は、原発事故に伴い町として特別に検査が必要と思われる場合に農産物等食品サンプルを放射性物質検査場に送り、検査を委託するための役務費 2 万円、委託料26万3,000円の増額補正です。10検体を予定しております。

次の項 2 林業費、目 1 林業総務費702万9,000円の減額補正は、人事異動に伴う職員 1 名の減に係る給料・手当・共済費の減であります。

目 3 大多喜県民の森運営費785万8,000円の増額補正は、人事異動に伴う職員 1 名増員に係る給料・手当・共済費の増であります。

29ページをごらんください。

次に、款 6 商工費、項 1 商工費、目 1 商工総務費1,183万6,000円の減額補正は、人事異動に伴う職員 2 名減に係る給料・手当・共済費であります。

次に、款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、補正額967万3,000円の減額補正がありますが、人事異動に伴う職員 1 名の減に係る給料、手当、共済費の948万9,000円の減、及び機構改革に伴い款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費へ移動する管財担当分の入札関係需用費 2 万円の減、役務費16万4,000円の減であります。

次の、目 2 登記費の 3 万 7,000 円の増額補正は、共済掛金の率の変更に伴うものであります。

次の、項 2 道路橋梁費、目 2 道路新設改良費の 2 万 2,000 円の増額についても、共済掛金の率の変更に伴うものであります。

30 ページをお開きください。

次の、項 4 住宅費、目 2 宅地造成費 500 万円の増額補正は、城見ヶ丘団地分譲 1 件分の定住化補助金であります。この財源には財産売却収入が充当されます。

次に、款 8 消防費、項 1 消防費、目 4 災害対策費 120 万円の増額補正は、議会附帯決議 3 でもご意見をいただいております防災対策の充実として、原発事故に伴う放射線を測定するための環境調査委託料及びその測定器購入の補正であります。

13 節委託料 100 万円は、町内 40 か所、学校や保育園など子供を対象とした施設を中心に定期的に放射線量を測定するための委託料であります。

18 節の備品購入費は、防災用備品として放射線測定器 1 台分の購入費 20 万円であります。

次に、款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費の 95 万 9,000 円の減額補正は、条例改正による特別職の給料約 25% のカットに伴う給料・手当・共済費の減及び職員の人件費に伴う給料の増、共済費の率の変更に伴う増であります。共済費は増減を相殺し事務局費全体として減額となったものであります。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費 221 万 2,000 円の増額補正は、人事異動、昇格等による給料・手当・共済費であります。

目 2 公民館費の 947 万 3,000 円の増額補正は、中央公民館の耐震診断結果により補強が必要とされ、人材使用を中止しているホール棟の耐震工事設計業務委託 874 万 2,000 円が主なものであります。また、同目の需用費 73 万 1,000 円の増額補正については、平成 6 年度に購入した公民館バスがミッション系の故障により走行不能となったことに伴う緊急措置として、庁舎用燃料費 31 万 1,000 円及び備品修繕料 42 万円を流用措置し、修繕したものの補てんでございます。

31 ページをごらんください。

さらに、款 9 教育費、項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費 140 万円の減額は、人事異動に伴う給料・手当・共済費の減額であります。

目 3 体育施設費の補正額 20 万円の増額は、B & G 海洋センターの事務室とプールをつなぐドアが経年劣化により破損し、その取りかえのための修繕料でございます。

以降、32ページから36ページまで給与費明細書につきましては、人件費の補正に伴う特別職及び一般職員に係る給与費明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で一般会計補正予算（第1号）の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番君塚義榮議員。

○6 番（君塚義榮君） 26ページ、節19負担金補助及び交付金175万円ですけれども、あかね園と発表されたんですけれども、このあかね園に100何万かの補助金を出しているんですけれども、これは大多喜町で出資の一部を出して建てたものか、あるいは創立当時はどういった形で建っているか、今の営業の内容、その点についてお知らせ願いたいと思います。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 当初の経緯まではちょっとわかりませんが、社会福祉法人ということで、建設は多分あかね園のほうでやっておると思います。ただ、その社会福祉施設につきましては県の補助とかそういったものはもらっていると思います。また、いすみ市さんから補助金は多分出ていると思います。

今回107万5,000円という形は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の条例で社会福祉法人に対しての助成の条例がございますので、それに基づきまして大多喜町の負担分、広域の負担分になりますが、その辺を計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（正木 武君） 6 番君塚議員。

○6 番（君塚義榮君） このあかね園の名前は初めて今回聞いたんですけれども、毎年これだけ負担しているんですか。それと、大多喜町とのかかわりはどういった関係になっていますか。

○議長（正木 武君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小野田光利君） 毎年の負担はございません。その施設を今回は増築することに係りまして、それに対しての助成という形で施設等を増築とか改築する場合に、本来は自己資金でやるべきところが、どうしても今回資金が足りないということで要請があったということで聞いております。

あと、本町とのかかわりということですが、本町から障害者として何名かの方が入所されております。

○議長（正木 武君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（磯野幸子君） 健康福祉課で障害者のほうを担当しておりますので、お答えいたします。

この施設は社会福祉法人つばさ会が運営する施設でございまして、平成6年4月に旧法によりまして知的障害者更生施設としていすみ市に開設されました。主に夷隅郡市に在住の障害者の方々が利用されておりました、本町では現在4名の方が利用されております。

平成23年1月より新法の障害者自立支援法によりまして、生活介護サービスの提供施設に移行いたしました。このサービスが介護を必要とする方に昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動また生産活動の機会を提供するというもので、35名の定員となっております。

この新法によるサービスの施設に移行するに当たり、安全な作業環境や休憩施設を整えるということで、利用者が身体的・精神的に安定した状態で活動できるように、ここでは作業所1、休憩室1、障害者用トイレ2を増設いたしまして、建物は木造平屋建て、面積が125.86平方メートルで、車いすの利用者や歩行不安定な方が野菜の袋詰めや花の出荷準備の作業を実施するほか、加工品の生鮮食品の保存、簡単な調理、日中活動の中での休憩場所として使用する目的でございます。

総事業費は2,500万円で、当初財源は自己資金を500万円、障害者自立支援基盤整備事業による補助金2,000万円を想定し計画いたしましたが、基金事業であるため、平成21年度の当該補助金交付が1,200万円と確定して800万円の不足が生じたことによりまして、作業所内の床張り、空調、冷蔵庫などの設備整備の工事ができなくなった状態でございます。利用者が安全で安心できる環境を整えるための不足分の800万円を、広域市町村圏事務組合社会福祉法人に対する助成条例第2条に基づき助成を申請しているわけでございます。

大多喜町の負担金は均等割、人口割ということで107万4,000円の額となっております。

（発言する者あり）

○健康福祉課長（磯野幸子君） 聞いておりました。失礼いたしました。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 放射能物質検査関係で質問いたします。

28ページ、検査委託料が10検体分というふうになっておりますけれども、この検査計画を教えてください。それから、30ページ、放射線測定器が20万円とありますけれども、やはりどういうふうに検査を実施していくのかという計画を教えてください。

○議長（正木 武君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野克則君） ただいまのご質問でございますけれども、先ほどの説明にもございますが、町といたしましては検査が必要な場合に検査をしたいと考えております。

検査の実施につきましては慎重に対応したいと思っておりますが、町内で生産された農林産物の検査を県が行っております。県による検査結果が暫定数値を超えた場合に、他の農林産物への汚染の状況について検査が必要か否か、県と協議をすることになっておりますが、協議の結果、検査をすることになった場合等でございます。

以上です。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 30ページの備品購入費、放射線測定器の使用方法というか用途でございますが、大気中の放射能についての検査を予定しております。改めてこの場所この場所とは予定しておりません。

ちなみに、その上の委託料、環境調査委託料でございますが、これは先ほど小高議員さんがおっしゃっていらっしゃいました子供たちに放射能がたまるというふうな話も聞きましたけれども、そういうことを勘案して校庭、保育園の庭、そういうところの土壌の測定も一応予定しております。それ以外にもし必要であれば予算の範囲内でやる予定でございます。何回やるかについては、その結果によって判断したいと思います。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありますか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） この100万円のほう、環境調査委託料のほうなんですけれども、調査に出してからどのくらいで結果が出るんですか。それと、保育園や校庭で子供たちが活動できない、庭に出さないというような判断はどこがやっていくことになるんでしょうか。

それと、放射線の測定器ですけれども、どんなふうにして使う予定でしょうか。物は買ったけれどもだれがはかるのか、どこを定期的にはかるのかとか、要請があったときだけをはかるのかとか、そういうのはやはり前もって考えているんだろと思うんですけれども、あるいは、住民のほうがこのところをはかってくれといったときにはかりに行くのか、あるい

は器械を貸してくれるのかとか、そういう使い方をどう考えているのでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） まず委託料の関係でございますが、検査した結果、恐らく土壌についてはもしかするとその場で出る可能性はあります、数値が出ますので。その数値がすぐ出る場合もあります。あるいは場所によっては、私どもが今考えているのは校庭を四角として真ん中1か所、要するに四隅、全部で5か所を一応やるようには考えています、学校の場合。学校の場合は恐らく出るんじゃないかと思えますけれども、出なかった場合には、そんなに期間は必要ないと思えます、少なくとも1週間ぐらいの間には出ると思えます。

あと、検査結果の数値につきましては、国あるいは県の基準に合わせて、それ以上であれば、必要であれば土壌をとって場所によってはあるんですが、土壌を排土して入れかえとか、そういうことも必要になるかもしれません。恐らく大丈夫だと思いますけれども、その可能性は全くないとは言えませんので、そういうふうな方法も考えています。

放射線の測定器でございますけれども、測定器についてはまだちょっと、いろいろなところを伺って20万円という額を伺ったんですが、それが使い方についてはその場である程度の高さに置けば見られる、数値が見られるので、そういうものを一応購入する予定です。そうすればその場ですぐ数値がわかりますので、その場その場で対応に応じてやるつもりで考えています。それは、要請があればその地域に行ってやる予定ではありますけれども、全部要請があってもなかなか細かくはできないと思えますが、できれば公共施設はそういう形で調べたいなと思っています。

以上です。

○議長（正木 武君） 7番吉野議員。

○7番（吉野僖一君） 確認ですが、城見ヶ丘が1区画売れたということで、昨年が14区画残っていてマイナス1ということは、残りは今13ということですか。

それと、集合住宅用が2区画、それとその1区画に町から500万円の補助金がありますよね。それとほかに、大多喜町の住宅取得奨励金ということがあって、対象者が平成23年4月1日から28年3月31日までで最大120万円の補助金が出るというのは、これは初めて聞いたんですけれども、これは本当なんですか。

○議長（正木 武君） 建設課長。

○建設課長（磯野道夫君） 城見ヶ丘につきましては、今年度に入りまして2区画を当初予定しておりましたんですが2区画が売れまして、その分予算がなくなったということで1区画

分を補正で、補助金の補正をお願いしているところでございます。残りは13でございます。
あと、共同住宅用のやつで2区画、それにつきましては、この後行われる全員協議会のほうで活用分についてちょっとご説明をしたいと思っております。

以上です。

○議長（正木 武君） 吉野議員にあれしますけれども、住宅取得奨励金はここに議題となっておりますので、ほかのときによろしくお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。

1 番野中議員。

○1 番（野中眞弓君） 先ほどの3回目の質問になります。

先ほど小高議員の一般質問の中だったでしょうか、放射能の測定値のときに、検査したんだけど基準よりも少なかったからオーケーだみたいなふうに答弁なさいましたけれども、検査したときにこういう数字が出たということを住民にきちんと知らせていただきたい。数字がなくて基準以下だというふうに十把一絡げでやられても、何か信じがたいというか、住民を信用していないというか、きちんと情報は事実をそのまま住民に戻すという姿勢を貫いていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（正木 武君） 総務課長。

○総務課長（花崎喜好君） 数値の結果につきましては広報で、先ほど委託を出した分と町が調査をした分、あくまでもこれは町の調査、あるいは検査に出した分は別にしまして町の調査についてはあくまでも参考数値というふうな形で公表はしたいと思っています。

以上です。

○議長（正木 武君） 4 番小高議員。

○4 番（小高芳一君） すみません。今の関連でお願いをしたいんですけれども、保育園の砂場については、暫定基準値と国は言いますが暫定でありますので、あくまでも有事のときの数値であります。ですから、必ず少しでも出るんですね。だから、砂場で子供が遊んで口に入ったり何かする分は幾らでもないから、できるだけ少しでも出れば取ってあげてほしい。今、野中議員も言いましたけれども、数値はきちんとインターネットでも公表を、今こうだよと、基準値以下だよじゃなくて数字を出すことによって安心できるわけですから、それはあわせてお願いしたいと思いますし、砂場はできるだけ最低でも取って、少しでも出れば除去してほしいと思いますので、その点はいかがでしょう。

○議長（正木 武君） 答えはいいんですか。

○４番（小高芳一君）　お願いします

○議長（正木　武君）　総務課長。

○総務課長（花崎喜好君）　わかりました。了解しました。そのように一応公表もしますし、砂についても、ご存じのとおり放射線につきましては結構貯留するといいますか、たまることがありますので、それが暫定数値よりも低いからいいというふうなわけではございませんので、確かに小高議員のおっしゃるとおり、ある程度の基準を超えるようであれば除去して入れかえをしたいと思っています。

　　以上です。

○議長（正木　武君）　ほかにありませんか。

　　10番藤平議員。

○１０番（藤平美智子君）　これはお願いなんですけれども、今小高議員が言われた関連なんですけれども、放射線の測定なんですけれども、これから夏場にかけて保育園のプールもまた利用されると思うんですけれども、保育園のプールにおける測定もお願いしたいと思います。

　　以上です。

○議長（正木　武君）　これは答えは要らないですね。

○１０番（藤平美智子君）　要らないです。

○議長（正木　武君）　ほかに質疑はありませんか。

　　1 番野中議員。

○１番（野中眞弓君）　今プールのことが出ました。もうそろそろ学校ではプール掃除をやったり、プール開きの準備をしている時期だと思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えられているんでしょうか。やっぱり検査待ちなんんでしょうか。答弁できる方がしてください。

◎会議時間の延長

○議長（正木　武君）　質疑の途中ですが、会議時間をあらかじめ延長いたします。

○議長（正木　武君）　町長。

○町長（飯島勝美君）　プールにつきましては、たびたびテレビ報道にもあるんですけれども、入れる水は水道水ですから安全なんです。要は、プールは今水が入っていませんからさらけ

出してありますね。これが果たして汚染されているかどうかということで、実はテレビ報道でも問題があるということで、このプールの掃除の段階で慎重に教育課のほうにもまたその辺は指導したいと思います。入れる水につきましては水道水ですから問題ございません。ただ、清掃については、これからどういうふうにするかというのは、特に空気中にさらされていますので、その辺の掃除はなるべく、今までは恐らく子供さんがやっていたんだと思いますけれども、その辺は教育課のほうで十分検討させていただきたいと思います。

○議長（正木 武君） 教育課長。

○教育課長（高橋啓一郎君） 町長の言葉に補足させていただきます。

プールの清掃につきましては、6月の中旬から使い始めますので、まさに今学校で対応しているところでございます。県の教育委員会からも、プールの清掃については子供を使わないで、できれば大人の手でやる。または、子供を使う場合ははだしではなくて長靴をはいてやってもらいたいという指導を受けております。

大多喜町では、各小学校・中学校プールのある学校につきましては子供は使わずに、先生方で清掃はやって水を張ってもらうということをお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（正木 武君） ほかにありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 放射能の溶け方というのがわからないんですけれども、掃除の段階はそれでわかるんですね。汚泥をこう、水を張ってしまった後、その水の上にはやはり微量ながら今も落ちていると思うんですけれども、その水は砂場よりももっと子供の体に入りやすい、あるいは密着するのではないかという、これは素人の懸念なんですけれども、そういうようなことはどうなのでしょう。

もしもそうであるなら、ことしのプールについては慎重な対応をとったほうが、後になってやっぱりということになっては困りますので、町として各校に判断をゆだねるということではなくて、教育委員会なりで一斉に方針をとる必要があると思うんですけれども、どうなのでしょう。

○議長（正木 武君） 環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 水道水につきましては、そのままプールに入りまして、先ほど町長が答弁したとおりなんです、じゃそのプールの水がどうかということになります。現在、はかり方については上水と同じような形でプールの水をくみ上げて、その検体を検査

センターのほうにやれば、大体今の段階だと3日、4日ぐらいはかかっちゃうんですけども、検査は可能でございます。大体1検体7,500円になります。

○議長（正木 武君） ほかに質問はありますか。

（発言する者あり）

○議長（正木 武君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それは今、環境水道課長のほうの答弁にもありましたけれども、やはりプールへ入りますと今でもまだ放射能の汚染は続いております。特に、当時爆発した放射能というのが大気中にまだ舞っているということでございます。その舞っているやつが雨が降ったときに落ちてくるということでございますので、当然それは検査をしてまいりたいと思います。

○議長（正木 武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、10分間休憩といたします。

（午後 5時04分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時13分）

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第12、議案第6号 平成23年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（川寄照恭君） 水道事業会計補正予算についてご説明させていただきます。

37ページをお開きください。

議案第6号 平成23年度大多喜町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、平成23年度大多喜町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款水道事業費用、既決予定額4億5,939万3,000円、補正予定額179万7,000円減、計4億5,759万6,000円です。

第1項営業費用、既決予定額4億752万円、補正予定額179万7,000円減、計4億572万3,000円でございます。

38ページをお開きください。

水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出。

支出。款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費、既決予定額2,402万円、58万4,000円減、計2,343万6,000円でございます。

目3総係費、既決予定額4,820万8,000円、121万3,000円減、計4,699万5,000円でございます。

明細につきましては、39ページの積算基礎資料によりましてご説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出ですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水費及び給水費、既決予定額2,402万円、補正予定額58万4,000円減、節1給料74万7,000円減、人事異動に伴う減でございます。

節2手当36万2,000円増、人事異動に伴う増でございます。

節5法定福利費19万9,000円減、人事異動に伴う減でございます。

目3総係費、既決予定額4,820万8,000円、補正予定額121万3,000円減、節1給料60万4,000円減、人事異動によります減でございます。

節2手当37万3,000円減、人事異動に伴う減でございます。

節5 法定福利費23万6,000円減、人事異動に伴う減でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（正木 武君） 日程第13、議案第7号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（齋藤健二君） それでは、45ページをお開きいただきたいと思います。

議案第7号 平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）をご説明いたします。

総則。第1条、平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予算額、計、支出。

科目、第1款特別養護老人ホーム事業費用、既決予定額2億9,206万1,000円、補正予算額50万9,000円、計2億9,257万円。

科目、第1項営業費用、既決予定額2億9,056万円、補正予算額50万9,000円、計2億9,106万9,000円。

提案理由でございますが、4月の人事異動によります職員人件費増額の補正をお願いするものでございます。

詳細についてご説明いたします。

47ページをお開きいただきたいと思います。

平成23年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算積算基礎資料の収益的收入及び支出でございます。

支出。款1特別養護老人ホーム事業費用、補正予算額50万9,000円、節2給料31万1,000円、4月の人事異動に伴う増額でございます。

節3手当19万8,000円、同じく4月の人事異動に伴う増額でございます。

以上で、大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（正木 武君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（正木 武君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第2回大多喜町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 5時22分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成23年11月28日

議 長 正 木 武

署 名 議 員 野 口 晴 男

署 名 議 員 藤 平 美 智 子